

## 商工文教委員会会議記録

商工文教委員長 高橋 博之

### 1 日時

平成 23 年 7 月 11 日（月曜日）

午前 10 時 2 分開会、午後 3 時 28 分散会（うち休憩 午前 11 時 53 分～午後 1 時 4 分、  
午後 3 時 4 分～午後 3 時 17 分）

### 2 場所

第 3 委員会室

### 3 出席委員

高橋博之委員長、高橋元副委員長、佐々木一榮委員、中平均委員、郷右近浩委員、  
高橋但馬委員、佐々木大和委員、小野寺研一委員、小西和子委員、斉藤信委員

### 4 欠席委員

なし

### 5 事務局職員

菅原担当書記、熊原担当書記、木村併任書記、村上併任書記

### 6 説明のために出席した者

商工労働観光部

齋藤商工労働観光部長、高橋副部長兼商工企画室長、阿部雇用対策・労働室長、  
松川経営支援課総括課長、佐々木科学・ものづくり振興課総括課長、  
福澤産業経済交流課総括課長、戸館観光課総括課長、保企業立地推進課総括課長、  
津軽石雇用対策・労働室特命参事兼雇用対策課長、飛鳥川商工企画室企画課長、  
猪久保雇用対策・労働室労働課長

#### 教育委員会

菅野教育長、高橋教育次長兼教育企画室長、佐々木教育次長兼学校教育室長、  
佐藤参事兼教職員課総括課長、石川教育企画室企画課長、  
泉教育企画室予算財務課長、小倉教育企画室学校施設課長、  
高橋学校教育室学校企画課長、多田学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、  
高橋学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、上田学校教育室高校改革課長、  
錦生涯学習文化課総括課長、平藤首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、  
中村生涯学習文化課文化財・世界遺産課長、  
佐々木学校教育室首席指導主事兼特別支援教育担当課長、  
田村学校教育室主任指導主事兼生徒指導担当課長、  
阿部学校教育室首席指導主事兼産業教育担当課長、  
漆原教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、  
中山教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長

総務部

小原副部長兼総務室長、清水総務室管理課長、紺野法務学事課総括課長、  
鈴木法務学事課私学・情報公開課長

7 一般傍聴者

3人

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議 案)

議案第1号 平成23年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

(2) 教育委員会関係審査

(議 案)

議案第1号 平成23年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

(請願陳情)

受理番号第122号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充、教育予算  
拡充を求める請願

受理番号第127号 高校授業料無償化の適用者の拡大を求める請願

(3) 総務部関係審査

(議 案)

議案第1号 平成23年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

## 9 議事の内容

○高橋博之委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

この際、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたします。熊原担当書記。

次に、人事異動により新たに就任された執行部の方々を御紹介いたします。

初めに、商工労働観光部の人事紹介を行います。齋藤商工労働観光部長から商工労働観光部の新任の方々を御紹介願います。

○齋藤商工労働観光部長 私のほうから、4月1日から着任いたしました商工労働観光部関係職員の紹介を申し上げます。私の左手のほうから順にいたします。

阿部信弘雇用対策・労働室長でございます。

松川章経営支援課総括課長でございます。

飛鳥川和彦商工企画室・企画課長でございます。

猪久保健一雇用対策・労働室労働課長でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○高橋博之委員長 御苦労さまでした。

次に、教育委員会の人事紹介を行います。菅野教育長から教育委員会の新任の方々を御紹介願います。

○菅野教育長 では、お許しをいただきまして、教育委員会関係の新任の職員を御紹介申し上げます。

佐藤新参事兼教職員課総括課長でございます。

小倉茂教育企画室学校施設課長でございます。

佐々木政義学校教育室首席指導主事兼特別支援教育担当課長でございます。

田村忠学校教育室首席指導主事兼生徒指導担当課長でございます。

阿部徹学校教育室主任指導主事兼産業教育担当課長でございます。

漆原一三教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長でございます。

中山敏教職員課特命参事兼県立学校人事課長でございます。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○高橋博之委員長 御苦労さまでした。

次に、総務部の人事紹介を行います。小原副部長兼総務室長から総務部の新任の方々を御紹介願います。

○小原副部長兼総務室長 私から御紹介させていただきます。

清水一夫総務室管理課長でございます。

鈴木敦法務学事課私学・情報公開課長でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○高橋博之委員長 御苦労さまでした。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により審査を行います。

初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成23年度岩手県一般会計補正予算（第4号）、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費、第7款商工費及び第2条第2表債務負担行為補正を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋副部長兼商工企画室長 それでは、商工労働観光部関係の平成 23 年度一般会計補正予算について御説明申し上げます。

議案（その 1）の 3 ページをお開き願います。当部関係は、5 款労働費 1 億 3,864 万円及び次のページの 7 款商工費 100 億 6,812 万 6,000 円、合わせまして 102 億 676 万 6,000 円の増額補正であります。

項及び目の区分ごとの主な内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただきますので、御了承願います。

それでは、予算に関する説明書の 21 ページをお開き願います。まず、5 款労働費、1 項労政費、4 目雇用促進費のふるさと雇用再生特別基金事業推進費は、ふるさと雇用再生特別基金を活用し、地域の継続的な雇用機会の創出を図るため、地域求職者を雇い入れて行う事業を民間企業等へ委託しようとするものであります。なお、これに関連いたしまして、雇用情勢の現状等につきまして、後ほど担当の室長から御説明申し上げますことといたしております。

次に、25 ページをお開き願います。7 款商工費、1 項商工業費、1 目商工業総務費であります。二つ目の東アジア輸出戦略展開事業費は、中国等の東アジア市場において現地商談会を開催するほか、上海に情報発信拠点を設置し、県産品の展示や観光資源、文化等を広く発信することにより、岩手の知名度を向上させるとともに、県産品の販売拡大及び観光客の誘客を図ろうとするものであります。その下、三つ目の岩手産業文化センター施設整備事業費は、同センターの催事場機能を強化するため、空調設備の整備等を行おうとするものであります。

次に、2 目中小企業振興費の貸付金関係であります。商工観光振興資金貸付金は中小商工業者の設備改善等に要する資金についての融資、次の中小企業経営安定資金貸付金は営業資金や取引先の倒産等により事業経営に支障を来している企業等に対する運転資金の融資、次のいわて起業家育成資金貸付金は県内で新たに事業を開始しようとする者に対する事業資金の融資、次の中小企業成長応援資金貸付金は、雇用及び事業の拡大や新分野への進出等を図ろうとする中小企業に対する事業資金の融資をそれぞれ行おうとするものであり、いずれも必要な貸付原資の一部を金融機関に預託するものであります。五つ目の地域産業活性化企業設備貸与資金貸付金は、中小企業の設備投資を促進するため、中小企業への設備貸与事業を実施している財団法人いわて産業振興センターに対して、設備購入の原資を

貸し付けしようとするものであります。

3目企業立地対策費であります。企業立地促進資金貸付金は、県内に工場等を新設または増設しようとする企業等に対する設備資金を融資するため、必要な貸付原資の一部を金融機関に預託しようとするものであります。次の26ページにまいりまして、企業立地促進奨励事業費補助は、工場等の立地を促進するため、市町村が実施する補助事業に対し、その経費の一部を補助しようとするものであります。人財U・Iターン型企业誘致促進事業費補助は、県出身者のUターン等の促進とソフトウェア企業の誘致をあわせて行うため、市町村が実施する補助事業に対し、その経費の一部を補助しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。議案（その1）に戻っていただきまして、議案（その1）の5ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正の変更は、岩手県信用保証協会が行う中小企業成長応援資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償について、同資金に係る融資枠の拡大に伴い、損失補償限度額を増額しようとするものであります。

以上で商工労働観光部関係の平成23年度一般会計補正予算についての説明を終わります。

なお、先ほど申し上げましたとおり、雇用情勢の現状等につきましては、雇用対策労働室長から御説明をさせていただきますので、御了承お願いいたします。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○阿部雇用対策・労働室長 それでは、お手元にお配りしてあります雇用情勢の現状について、A3判の横書きの資料でございます。3枚物でございます。これに基づきまして、雇用情勢につきまして御説明申し上げます。

まず、1ページの左の、有効求人倍率の推移についてでございますが、平成21年後半以降、改善が見られ、平成23年2月には0.50倍まで回復したところでございます。東日本大震災津波以降、平成23年4月には0.41倍に悪化いたしました。右側の求人・求職者の状況のグラフをごらんください。直近の5月には有効求職者数が過去最高となりましたが、有効求人数が瓦れき処理、仮設住宅建設などの震災復旧事業に関連する求人や手続事業再開に伴う補充求人などにより増加したため、また前のグラフに戻っていただきまして、有効求人倍率は0.45と、前月比0.04ポイント上昇しております。

なお、資料の右下の棒グラフでございます。安定所別有効求人倍率についてでございますが、釜石、宮古、大船渡、久慈の沿岸の被災地域では前月より若干改善し、釜石、宮古では

0.3倍台となっております。

来月の見通しにつきましては、岩手労働局によりますと、求職者数は引き続き高い水準での推移が予想されるものの、求人数では法務関係や震災復旧関連等での増加が見込まれることから、有効求人倍率は5月並みとなるのではないかと聞いているところでございます。

次に、2ページをごらんください。こちらは有効求職者の推移をまとめたものでございます。初めに、上段の枠の中、右側のグラフでございますが、平成17年4月以降の全県における有効求職者数の推移をグラフにしております。本県では、世界同時不況以前の比較的経済が堅調であった平成17年後半から平成20年前半においても、有効求職者数はおおむね2万5,000人から3万5,000人の振幅で季節変動していたところでありました。平成20年9月のリーマンショック以降の世界同時不況により、有効求職者数はこの振幅を超える動きが見られ、約1万人が増加したところですが、国や市町村と連携した経済、雇用対策の取り組みや民間企業等における雇用の回復、拡大により、平成22年度後半には改善傾向が見られたところでありました。しかし、本年3月の東日本大震災津波により、4月には有効求職者数が再び大幅に増加し、世界同時不況以前に比べて約1万3,000人増加しております。グラフがはね上がっているところでございます。

資料の中段以下でございますが、ここには被災した沿岸4地域の有効求職者の推移をグラフにしております。同じように比較してみますと、これらの地域においては震災後世界同時不況以前に比べて大船渡地域で3,100人、釜石地域で約1,800人、宮古地域で約1,500人、久慈地域で約300人、合わせて約6,700人が増加しております。全県の増加分約1万3,000人の5割程度を占めると、こういうことで影響が大きくなっているということでございます。

なお、直近の5月の状況を見ますと、大船渡地域では依然として増加傾向が見られますが、釜石地域ではおおむね横ばい、宮古地域と久慈地域では減少しております。

次に、3ページをごらんください。こちらは、内陸6地域の有効求職者数の推移をグラフにしております。震災後も、沿岸地域に比べ有効求職者数の増加幅は少なく、盛岡地域を除き世界同時不況後のピーク時を下回る状況となっております。県南地域においては改善傾向にあります。

県では、沿岸の被災地域における厳しい雇用情勢を踏まえ、当面震災等で増加した求職者を縮減するため、産業振興施策や雇用対策基金事業により、約1万4,000人の雇用を創出することとしており、今後震災により離職された方々の雇用保険失業給付の期間が終了し始



める年度後半に向けて、雇用創出の取り組みを切れ目なく進めていくこととしております。以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○高橋博之委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木一榮委員 2点お伺いしたいと思います。

まず、1点目が沿岸被災地の企業の倒産、休業、それから廃業、現時点の状況をまず教えていただきたい。

○飛鳥川商工企画室企画課長 被災地の企業の現状でございますが、県のほうでは既に推計値では被害額等出しております。現在いわて産業振興センターが中心になって、また沿岸のコーディネーター等が企業訪問等をやって実態把握に努めております。ただ、企業訪問したところ、商工会議所、商工会等の聞き取りもやっておりますけれども、なかなか事業者と連絡がとれないところもございまして、正確な被害額等についてはまだ把握できていないところがございます。それで、県のほうでも先月から今月、特命参事を釜石のほうに配置しております、我々本庁と振興局一体となって企業訪問を強化する体制を整えているところでございます。今後そういった企業のほうを個別に訪問いたしまして、被害額等について把握してまいりたいと考えております。

○佐々木一榮委員 そうしますと、地元の商工会議所ですとか、商工会があると思いますが、そちらの会員、入っていない企業もあるのですが、その辺の状況はつかんでいますか。

○飛鳥川商工企画室企画課長 商工会議所、商工会ともに今名簿のリストがやっと出そろったというような状況でございます。これは、会員以外のところもいろいろお話を承って、それで整理をして、一方で先ほどのいわて産業振興センター、工業技術集積支援センター、いろんな県の出先で分散して状況確認に努めてまいって、今それらを私どものほうで一緒に一体化をして、そしてチーム編成をして、これから具体的に企業サポートに個別に入っていこうという、そういった段階でございます。

○佐々木一榮委員 そうしますと、現状を把握するのに、さっき言いました企業倒産とか休業、それから廃業も含めてですが、大体いつごろをめどにこの辺の数字の実態が把握をできて、その後のサポートですね、再建の。そういったことが実際その後になってくるだろうと、まあ同時並行のものがあるかと思いますが、その辺のスケジュール的なもの見込みはありますか。

○飛鳥川商工企画室企画課長 今企業のほうのいろんな支援ツールというものが補助、そして融資、そして二重債務の関係も、大体ツールとしてはそろってきている状況でございます。その中で、企業の再建意欲というところもいろんな情報が集まってきている状況でございますので、これらについて今月中旬から8月にかけて一通りめどとして企業訪問を一巡させたいというふうに考えております。

○佐々木一榮委員 では、関連して2点目お伺いしたいと思います。

中小企業基盤整備機構だと思いますが、貸し店舗、それから貸し工場、これは申請に基づいて設置するということですが、申請のほうの件数、かなり多いというふうに聞いておりますけれども、もし把握しているならば企業からの申請件数、それに対しての実際できる見込み。報道によりますと、かなりの申請件数があるようですが、実際可能になったのは宮古市の田老町1カ所だけというような報道が先週あったようでありますけれども、やっぱり雇用にも影響してきますし、先ほどの質問とも関連するのですけれども、仮設住宅を建てるときできえ土地がなくて、何とか1万2,000戸間に合わせて、ここに来てさまざまな今度インフラの問題から出てきている状況で、ここに今度は貸し店舗、貸し工場をつくるとなると、ますますインフラ整備ができていない地域ですから、かなりの問題点があると思っております。先ほどいろんな意味で支援するツールはかなりできていると思うのですが、実際には工場ですとかそういった部分をやるに当たって、制度を利用しなくてははいけませんね。そのときかなりスケジュールが遅くなってくのではないかなと非常に心配しているのですが、そういった意味で貸し工場や貸し店舗の申請件数と今後の見込みというものをもしつかんでいるのであればお知らせいただきたい。

○松川経営支援課総括課長 手元にあるデータがちょっと古いかもしれませんが、6月7日現在でございますが、仮設店舗それから工場の希望件数が全県で641件でございます。それに対しまして、市町村との基本契約を結んだものが6カ所です。宮古市のほか、釜石市、久慈市、野田村になっております。それから、用地がないというお話もございますが、やはりおくられている理由といたしましては、公有地の場合、仮設住宅を優先的につくっているところがございますけれども、この仮設店舗もできれば公有地ということなのですが、なかなかその公有地が確保できないということで、民有地のほうに土地を求めていると聞いております。ただ、そういった場合には、所有者が亡くなっているとか、あるいは相続人を確認しなければならぬとか、あるいは境界を確認するというような手間がかかっているということと、それから委員おっしゃったとおり、インフラの整備が必要だというようなことなどもあるようでございます。それから、岩手県の特徴としてリアス式海岸ということで、平場の土地そのものが少ないということもありまして、建設の場合に標準タイプではなくて、いわば特注でというか、土地、土地に合わせたタイプでつくっているということもちょっと

時間がかかるというふうに見ています。

○佐々木一榮委員　これで最後にしたいと思いますが、齋藤部長にお伺いしたいと思います。今言った仮設の工場ですとか、仮設住宅から始まって、今度は地域の雇用を考えて、経営者が再建を含めてそういった工場とか店舗をやりたいと、まず土地を探しますね。今松川総括課長からの答弁のとおり、これさえ非常に大変だという中で、各被災市町村で秋までに復興計画をつくりますよね。県の復興委員会のほうで三つのパターンを出して、こういったまちづくりということで、浸水地区どうするかも含めてですが、今まさにやろうとしていると。リアス式海岸の形状からいって、これを同時並行的にやっていくというのは非常に大変なことであろうと思うのです。どこかで整理しないと、一時的にその地域、地域でやるというのは、復興計画を同時に持っていくというのは難しく、例えば工場をつくりました、ところが土地がないために新しい復興計画でそこに病院とか学校を持ってきましょうといっても今度は無理ですね。その辺はやっぱりある程度整理しながら、思い切って一回その中に工場を持ってきて、そこで雇用もやっていただいて、やっぱりまちの復興計画がきちっとできるまでは、そういったぽつ、ぽつ、ぽつ、ぽつと工場とか何かつくってしまうと、また二重になるというか、戻りになるというか、そういう感じを持っているのですが、この辺の整理というものを、県全体の復興計画と、それから市町村の復興計画の中でどう整理するかというあたりはいろいろ議論はされているのでしょうか。

○齋藤商工労働観光部長　まず、恒久的なものをつくるということになりますと、まちのグランドデザインをどうするか。例えばインフラから入っていかなければなりません。道路をどこに通すか。それから、もう一つは、生命を一人たりとも損なうことのないまちづくりということですので、まずどうやって逃げるか。それから、水のかぶらないところにどうやってうちを建てていくか。これは、非常に土地のない三陸地方において、大変な時間と、それから手間がかかる作業を強いられることになります。今回の議論は仮設ということでございまして、できるだけ逆に言いますと速いフットワークで金を回してあげる。仮店舗を建てることによって自立の道をつなぐということが主眼でございまして、これはここから先はもう少し議論必要かと思いますが、ある程度の割り切りですね、少し、まあ、やや若干水がかぶってもすぐ逃げられるようなところに貸し店舗をどんと建てて、そしてある程度まちのグランドデザインが落ちついたところで恒久的な場所に店舗をつくっていくような段階を踏むようなことも考えていく必要があるかと思いますが。ですから、仮設というのはそこに永遠建てるわけではございませんので、そこまず一つはフットワークのよさ、それからもう一つは建てる人、それから地元、これは市町村の判断になるかと思いますが、そこは使えるかどうかというところの一つが、これは本当に個別に判断していかなければならない難しい問題でございますが、そういった積み重ねをやっていかないことには先に進まないと思いますし、すべてが決まらないと手がかからないということでありまして、これは何もできな

いことになってしまいますので、私たちはその割り切り、仮設店舗、仮設工場というのはそのところからやっていかざるを得ないなというふうに思っています。

この間も一般質問でそういう御質問あったわけですが、やっぱりその間、なかなか地元の自治体、それから業者の間でうまく調整がつかないということであれば私たちも間に入って、何がいいのだろうと、これはこうしろとは言えない立場でございますので、できるだけ相談に乗る形で進めていきたいなと思っています。

○中平均委員 では、私からも最初に雇用関係のほうについてお伺いいたします。

先ほどの説明で被災沿岸4地域で1万3,000人という、失業の関係で出ておりました。短期的な分で復旧の関係の求人が出ていますので、短期的には上昇してきているところもあるという話でしたけれども、前回の議会でも県においてもまず1万人直接的な雇用対策をし、そのほかにも産業系の対策で行っていくということでありましたが、今回県の短期の分で、今の説明でも徐々に、あとは雇用保険関係が切れる年度後半に向けてまた雇用対策を展開していくということでありましたけれども、その点について具体的にどのような施策を行っていくことによって、年度後半からの、さらに恐らく数字がのってこない対応出てくるのだと思うのですけれども、その点を考えているのか、まずお伺いします。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 年度後半に向けた雇用創出についてでございますけれども、労働局のお話によりますと、年度後半に向けて雇用保険が切れる方というのは大体30%ぐらいいると言われておまして、そういった方々に向けて現時点では瓦れきの処理でありますとか物資の補給というのがメインでございますけれども、今後仮設住宅ができてまいりますので、そういった入居者の方々のいろんなサービスの開始、例えば買い物の補助でありますとか、あるいは子供さんの通学の支援でありますとか、あるいは老人のいろんな見守りでありますとか、そういった仮設住宅に入ってくるに従って出てくるサービスを雇用につなげると。住民の方を雇って、できれば雇用を創出すると、そういったことを考えながらやってまいりたいと思います。また、民間の復興に資するために、民間のいろんな事業所に対する委託事業をふやしていくと、こういったことによって年度後半への雇用創出を図ってまいりたいと、このように考えております。

○中平均委員 今の仮設住宅から出てくる各種の雇用につなげていくということでございますけれども、これは商工労働観光部のほうと、あと保健福祉部のほうとの連携も出てくるのかなと。見守りとか、各種送迎、例えば病院に送っていくとかというのも入ってくると思うのですが、そういった点の保健福祉部との関係というか調整の状況と、あとそうなってくると、例えば送迎で委託してとなると、タクシー業界との兼ね合いがあるとか、そういった

今各種ある法律との整合性というのも問題出てくると思います。そこら辺をどういうふう  
にスケジュール的に調整していきながら年度後半に向けてやっていこうとしているのか。  
そして、30%の方が雇用保険切れるだろうという中で、今回で、30%の方丸々ということ  
ではないかと思うのですが、どの程度の、30%の方、雇用保険が切れる人たちの吸収を見込  
んでいるのか、そこをお伺いします。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 まず、第1点の他部局との連携ということでございま  
すけれども、仮設住宅のサービスにつきましては復興局の生活再建課というところが中心  
になって、仮設住宅ができてからのマニュアルづくりでありますとか、そういったものを取り  
組んでおりまして、今我々のほうと復興局とで、週1回ペースぐらいの割合で話し合いを  
しながら、標準的なタイプのサービスをつくり上げていると。それを今度は、市町村事業と  
してやっていただくというような今取り組みをしております、その標準のパッケージを  
つくって、今度は市町村にそれらをやっていただくようお願いするというようなことにな  
らうかと思っています。

それから、今後の見込みということでございます。現在震災に伴う雇用創出、1万人目標  
で一生懸命頑張っているところでございますが、県、市町村合わせて今大体3,000人程度の  
雇用を創出しているところでございまして、目標があと7,000人、これを年度後半に向けて  
切れずに少しずつ、失業者の方のニーズに合わせながら雇用創出を図ってまいりたいと、こ  
のように考えているところです。

○中平均委員 切れずに。まさにそのとおりでと思います。あと、部局間連携というところ  
でやっていただきたいと思います。あとは、先ほど言った各種現行法律との兼ね合いについ  
て、そこはどういうふうに調整を図っていくのかという、送迎等の点で今ある既存業者とか  
との兼ね合いをどうしていくのかという点は、後でまた教えてもらいたいと思います。

あとは、雇用改善を図っていく中で、やっぱり直接的な県の施策というもののほかに、あ  
と各種産業の復興、先ほど佐々木一榮委員のほうからもお話ありましたけれども、そういつ  
た点もまた大変重要なのだろうと。そういった中で、各種国の規制等うけてやっている中で  
ございますけれども、先ほども答弁の中でございました二重ローンの解消に向けてという  
点で、国のほうの展開等も踏まえながら県も対応していくのだろうとは思いますが、  
その点もし今の段階で国の二重ローン対策等も含めて、今後の方向性どのように考えてい  
るのか教えていただければと思います。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 前段が現行法律との調整ということでございますけれ  
ども、復興局との話し合いの中でも、例えばそういった買い物弱者の対応でありますとか、

あるいは通学等につきましては、できれば地元の公共交通機関、これを利用するような形で調整をしようということで今話し合いを進めているところでございます。

○飛鳥川商工企画室企画課長 二重ローンの関係でございます。県のほうでは、5月10日の政府の復興構想会議、これを皮切りにいろいろ御提案をさせていただいてきたところでございます。その中で、6月17日、政府の対応方針ということが示されまして、一つは大きな部分では再生支援協議会の体制強化、そしてここを入りに既存債務の買い取り機構、こういったものを設置していこうということになっております。そして、一方で個人の部分につきましては、私的整理のガイドラインを少し広めていきたいという、そういった大きな流れでございます。その中で、今事務レベルで協議しておりますのが、まずは政府のほうの買い取り機構、いわゆる産業復興機構というような位置づけでございますけれども、これらの立ち上げ準備委員会を岩手県から開始をしたいということで、これについては今月中ぐらいには立ち上がるような見込みでございます。いろいろその買い取り対象、そして買い取り規模、こういったものにつきましては今後詳細に詰めていく必要がございますけれども、まずは被災3県、——福島、宮城、岩手の中では、岩手からこういったものが一番最初に立ち上がる予定でございます。

○中平均委員 了解でございます。そちらも含めて、まず本当に被災沿岸地域、大変に厳しい状況の中で、また、二重ローンの問題もございまして、あと正直、やっつけられる地域もあるし、まだ本当に瓦れき撤去等を着実にやっつけなければならぬ地域もある現実の中で、立ち上がれるところからまず立ち上がっていくことが、県また商工労働観光部そのように考えていくというのが前回、前々回からの議会から聞いておりますので、その点を引き続き進めていただければと思います。

あと1点、人財U・Iターンの企業誘致促進事業費補助ということでありますけれども、この事業の概要を教えてください。

○保企業立地推進課総括課長 この事業の概要でございますけれども、予算計上額でお願いしておりますのは300万円ということでございますが、これは市町村に対して2分の1の額ということで支出するものでございます。企業に対しては、市町村が足したものでございまして、600万円の定額で補助をしようというものでございます。これにつきましては、県内の出身者等を採用している企業が3名以上の事業所を県内に設置するという場合でございます。その3人の中の2人以上は県出身者であることというようなことであります。ソフトウェア業を中心に広く製造業の設計部門、そういったものをねらって補助しながら、こういったものを使って誘致を進めたいというものでございますが、もともとIT関係の企業の誘致につきましては、岩手県立大学を初めとする優秀な人材というものを一つの売り

にいたしましてやっておりましたけれども、今回例えばこれまで岩手県立大学ソフトウェア情報学部の出身者の8割が県外に就職してしまうといったようなことですか、これは実は2年ぐらい前からこの事業を準備しておりましたけれども、企業訪問の中でそういった県出身のソフトウェア技術者が首都圏の企業で相当程度実力をつけてきているというような背景もございまして、またこれまでのUターン政策はともすれば個人に任されて、個人の希望で会社に内緒でさまざまな個人がUターン先を探すとといったような実態もございました。この事業で人と仕事を丸ごと岩手に持ってくるということで、Uターンの促進をひとつ弾みをつけようというねらいございまして、こういった事業を展開したいというようなものでございます。

○中平均委員 Uターン、Iターン、昨日の報道とかでもこの震災関係もあって大分、県内からも人が出てしまっているという現実もありますので、3名以上、そのうち2人が岩手県出身者ということでございます。そういった中で少しずつでもやっていくという意気込みなのだろうと思っておりました。今お話聞いて、600万円の総額のうち300万円ずつ、市町村との2分の1ずつの補助でございます。今回の補正計上の金額を見ますと、300万円ということなので、1社を想定していると、今の段階で言えるのかどうなのかということの問題もあると思うのですが、例えば大体ある程度はめどがついているのだろうという意味での予算計上なのかなとは思うのですが、今後例えばこの要綱を見て、ほかのところも例えばうちもでは岩手に、これたしか本社機能ではなくてもいいのですよね、事業所でもいいということですから、岩手に戻ってきたいのどというときに、今回だとこの金額だともう次の分がないのかなと思うのですが、その際にはまた随時の対応というようなものは可能なのでしょうか。ただ、これだけ震災関係で予算が厳しい中ではありますけれども、そこら辺の対応等どう考えているのかお伺いします。

○保企業立地推進課総括課長 今回計上いたしましたのは1社ということでございますが、これまで多くの企業に接触しておまして、そのうち数社につきましては大分いるよんだというふうに思っております。とりあえずパイロット的に1社ということではございますが、今後必要があれば補正等も考えていきたいというふうに考えております。

○中平均委員 ぜひぜひ、そしてどうしても内陸が多いのかなという気もしますが、できれば、久慈とまでは言いませんけれども、被災地のほうに、それこそこれから市町村のいろんな計画が出てきた中で、県立大学にも被災地沿岸からもたくさん行っていますし、そういった関係でも何とかできるような形の、また担当課の皆さんの御努力をお願いしたいと思いますし、あと一つ聞きたいのは、これで人が来て事業をやっていくと。その事業の波及効果として、例えば県内のさらにソフトウェア関連、また組み込みソフト関連ということで、県内に事業が発注されていくということがそこからあるものなのか。あとは、これを契

機に県内でそれに付随した形での企業の立ち上げ等も期待できるものなのか、そこら辺をどういうふうに見ているのか最後にお伺いして終わります。

○保企業立地推進課総括課長 我々これまで接触をしている企業の感触から申し上げますと、岩手県立大学の出身者ということに特定はされますけれども、大変優秀な人たちであるということで、仮にこのような事業で誘導いたしまして県内に事業所が設置されますと、例えば同じ卒業生としてのつながりということで、県大の出身者の地元での就職先としてまずひとつ拡大が見込めると、そういうのもございますし、また会社がうまくいくことになれば、岩手県はいいところだということですか、あるいは会社自体がもっと事業所としてふやしていこうというようなことも期待できると思います。その延長線上には、やはり今お話のあったように、では仕事を地元と一緒にやってみようかということも当然可能性としてはあるわけでございまして、そういった先々の広がりというのねらいながら進めていきたいと思っております。

○佐々木大和委員 お二人に関連して一つ伺いますが、被災事業所の調査、今進行中ということでもありますけれども、その中で水産加工の関係ですけれども、この水産加工業については漁協がやっているところと、それから株式会社等がやっているところ、あるいは農林水産部と商工労働観光部と二つのルートがございます。そういう形で、この復旧、復興に対しての取り組みがそれぞれ進んできていると思うのですが、補助の関係も、水産のほうは基本的には3分の2の9分の1を出して、9分の7ぐらいの復旧補助を出すと、商工は最大2分の1、4分の1、4分の3ですね。その辺にもちょっと違いがありますけれども、そういう関係でいったときに同じ業を営んでいるのですが、それぞれが違うという形になっているのだと思います。スタートはそれぞれしているようではありますが、特に商工の人たちは積極的ですから、制度に頼る以上に本気でやっているというのが見えるのですが、この辺について、このまま立ち上げていくときに、復興局が出ました。復興局は、それぞれ同じ形で商工関係、民間企業で立ち上げていくところ、組合で立ち上げていくところ、そのまま立ち上げるということで、調整は一切なしで進む予定なのですか。

○福澤産業経済交流課総括課長 農林水産部との連携の関係でございますが、我々も思いは一つでございまして、いずれ漁業と、それにつく加工が一体となって復興していかなければならないということで、それで補助事業につきましても漁業関係で9分の8補助が先般の補正でできましたけれども、商工部分として会社経営の水産加工業につきましても加工に必要な機械類等の購入費補助ということで、これは事業費の限度は1,000万でございますが、その9分の8を同様に補助するという予算を措置していただいたところでございます。いずれ今後も農林水産部のほうと連動した形で、加工のほうの復旧もおくれないように対応してまいりたいと考えてございます。



○佐々木大和委員 先ほどの二重ローンの問題と、それから今の補助の問題は一体化していかないと、立ち上がるほうはなかなか大変だろうという感じで見えておりますけれども、それぞれ動きはありますが、水産関係に言わせれば岩手県は魚市場をベースに流通、加工、その形がこれまでの積み上げてきた形で進んでいると。宮城県はそこに企業を入れるというのでいろいろ議論あるようですけれども、そういう形で進んでいくときには、今お話のように可能な限り同じ条件で立ち上げていっていただきたいと。農林水産部のほうでやっていくような場合は、問題なのはやっぱり市場に揚がってから、流通、加工のところ为抓手りしないと値段がもう、魚も揚がらないと。そういうことで、今船は大分動いてきたのですけれども、揚がってきた魚の単価に問題があると。それは、やっぱり流れる先が定まっていないうことは、結局上がってきても買い手が見つからないというのは問題があるわけですが、そういう意味でこれは本当に緊急を要する課題になってきていると思います。船がせっかくいろんな全国からの支援で大分配置されました。それで動いています。定置も動き出しました。魚もそれだけ揚がってきましたけれども、やはりここでの加工とか魚市場への支援というのは非常に大事になってきていますので、そのスピード感を持ってやっていただきたいと思うので、この復興局の動きと連動する商工労働観光部、これからの動きについて部長からひとつ抱負も兼ねて、この支援は本当に、もう浜のほうはそれを待っていますので、そういう意味で一言いただきたいと思います。

○齋藤商工労働観光部長 全く御指摘、御案内のとおりです。私たちも、知事、それから地域の皆さん、水産業は世界に冠たる3大漁場ということで、震災直後、真っ先にこれは復活させなければならぬ産業であるという位置づけがございます。そして、それに連なる水産加工業、これは確かに商工労働観光部と、それから農林水産部がございますが、私たちもここ为抓手りしないと付加価値の高いものづくり産業につながっていかないだろうと思っています。ですので、私からいたしますとまず一番大事なものは、これは現場歩いてもそうなのですが、二重ローンの解消が一番大事だろうと。二重ローンをリセットすることによって、やる気ある事業者は次の借金ができる。ですから、何をおいてもここは、実は県の力で二重ローンの解消というのは無理なものでございますから、5月10日、知事が国の復興会議においても提言したとおり、国の力でやっていただきたいということをずっと要望していきまして、先ほどの課長答弁にもありましたが、ようやく、岩手が先駆けてかなり二重ローンについては踏み込んだ対策をやれそうだと。これをやることによって、次のステップということに関して投資が可能になりますので、私たちはぜひここを使ってやっていただきたい。

それから、もう一つは、商工労働観光部のほうでも補助金用意してございます。ただ、残念ながら予算の制約があつて、実は余り行き渡らないだろうと。ちょっと心配なのは、補助

金頼みの状況になりはしないかということが一番心配でございまして、本来であれば二重ローンの解消、それからそこから自力で融資を得て立ち上がってもらいたいということがございます。ですので、そこをまず我々は一番力を入れてまいりたいわけでございます。また、補助金に関しましては、今までにない新しいものやっていくと。例えば付加価値の高い水産加工業、これはグループ化をお願いしたいわけでございますが、グループ化、それから連携によって今までにないものを提案していくというものを尊重して、そして単なる復旧ではなくて、復興してみたら実は日本で一番付加価値の高い水産加工業ができ上がっていると、こういうことを目指していきたいと考えております。

○高橋元委員 私から、まず1点目は、商工業総務費の東アジア輸出戦略展開事業についてお尋ねしたいと思います。先ほどの説明では、東アジア市場における現地商談会を開催すると、それから上海に情報発信拠点を設置するというふうな説明でございました。原発事故以来、海外において日本からのさまざまな物資、こういったものが非常に汚染されているのではないかという、そういう厳しい目でチェックされているのですが、そういう中で現地商談会、果たして開催できるのかという、そういう心配もするわけでありましてけれども、その辺をしっかりと市場先を分析されて、そういう商談会を企画していこうとしているのか、その点まず1点お伺いしたいというふうに思います。

それから、上海に情報発信拠点を設置すると。これは、新規で出てきた事業ですので、推測するところ平泉の文化遺産が世界遺産登録されたので、これを機に観光客を、上海万博でなじみの深いところに拠点を設けて、そこで誘致をしようという考えなのかなと、そんな思いもしたりしているのですが、そういう上海に拠点を設置しようとする目的、もう少し詳しくお伺いしたいし、なぜ今なのだと。例えばさまざまな予算の制約があったりしているときなので、大連でできないものかというふうなことも考えられるわけです。その辺を含めてこの事業を今提案する理由含めてお尋ねしたいと思います。

○福澤産業経済交流課総括課長 最初の東アジアの輸出戦略の商談会の関係でございます。放射能の関係で中国のほうでも食品中心に現在輸入が実質ストップしているような状況ではございます。ただ、大連のほうの事務所でいろんな中国国内での情報を収集しているところではございますが、現在のそういう輸入をある程度抑えている部分、これは近々解消するだろうという、そういう情報もいただいております。そういうことから、ことしの年末に中国のほうで、特に最近人気のある日本酒等を中心に商談会を実施してまいりたいと考えているところでございます。

それから、なぜ今の時期に上海のほうに拠点ということではございますが、まず上海のほうの拠点の内容ではございますが、これについては現在中国は大連をまずゲートウェイ、拠点と

して、上海についてはサテライト的な位置づけということで考えておるところでございます。万博への出展を機に、上海の地元の共同出展しましたお茶屋ですが、現在上海の中心地に新しいビルを建ててございまして、そちらのほうで日本あるいは岩手を紹介するコーナーを設けたいということでございます。我々としましても、そこで南部鉄瓶初め工芸品等の展示、それから観光とか企業誘致につながるようなさまざまな情報発信をやっていきたいということでございます。そうした取り組みにつきましては、今被災した企業が将来再生、復活してきた場合に、きちっとした売り先を今確保、あるいはつないでおくということが、これも大事ではないかと思っております。そういう意味で将来的にも被災した企業支援にもつながるといことで、海外への情報発信、そういう拠点を設けることにしたところでございます。

○高橋元委員 わかりました。ここについてはもう1点、上海の拠点施設はおよそどれくらいの費用を見込んでいるのか、陣容ですね、1人とか2人とか、その辺の陣容についてお尋ねします。

○福澤産業経済交流課総括課長 上海の拠点でございますが、予算としては今年度イニシャルコスト、什器とか看板とかサインとかそういう整備の部分、それから人員については案内員を1名配置することにしてございまして、それとオープニングのセレモニー等もございまして、全体で1,200万円ほどを見込んでございます。なお、設置した以降については、運営費として300万円余を見込んでいるところでございます。

○高橋元委員 ありがとうございます。ぜひ拠点としての目的を達するように、今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思います。

二つ目は、中小企業振興費についてであります。説明書によりますと期間1年以内と書いているのです。先日説明を受けたら10年以内とか15年以内とかそういう期間だったような気がするのですが、これをまずひとつ確認したいと思います。やっぱりせっかく融資を受けるので、1年で返してくれというわけにはいかないでしょうから、説明がどうしてそうなったのか。

それから、需要見込みですね、どのくらい見込まれているのか。引き合い等も、そういったものがあるのかなというふうに思っています。これで十分なのかどうかというふうな心配もありますので、その辺どうとらえているのかお尋ねします。

○松川経営支援課総括課長 1年以内といえますのは、県の原資を信用保証協会のほうに貸し付けしまして、信用保証協会から金融機関が実際に融資するときに協調融資するとい

う格好ですので、資金としては1年で返ってくるというのではなくて、実際のお金を借りる場合には、金融機関から借りた事業者の方が10年なり15年なりということで借りて、その都度返していくという格好ですので、信用保証協会に対して県としては原資を貸す期間が1年ということで、そういう御理解をいただきたいと思います。

それから、需要の見込みでございますが、まず商工観光振興資金につきましては、平成22年度の数字でございますけれども、1,532件ということで、融資額が185億円余になってございます。ということで、いずれそれぞれの資金につきましては、需要があるというふうに見込んでございます。まず、商工観光振興資金については、先ほど185億円と申しましたが、平成23年度につきましては別途県の被災向けの融資もございまして、それらも勘案いたしまして、商工観光振興資金の融資につきましては120億円と考えてございます。それから、中小企業経営安定資金については350億円の融資枠となります。それから、いわて起業家育成資金につきましては9億円の融資枠となります。以上、それぞれの目的に沿って融資をしてまいりたいと考えてございます。

○高橋元委員 ありがとうございます。3点目は、企業誘致の関係なのですが、それぞれ企業立地促進資金貸付金あるいは企業立地促進奨励事業費補助ということで計上になっているわけでありまして、市町村がさまざまな動きの中で市町村に対するバックアップというふうなものもあると思いますので、市町村の今年度の企業誘致の取り組み状況というのでしょうか、それからかなり有力だよというふうな見込みがどのくらいあるのか、震災でかなり苦戦するのかなという、そんな心配しておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○保企業立地推進課総括課長 それでは、補正でお願いしております中身につきまして最初に簡単に申し上げてから、詳細を申し上げたいと思います。

企業立地促進資金貸付金につきましては、お願いいたしております5億円というのは、当初に予算計上しておりました今年度新規の貸し付け分15億円にさらに5億円を足して、枠を20億円にしたいというものでございまして、この20億円の額というのは例年どおりの額を新規の枠で確保したいという趣旨で5億円お願いしたいというものでございます。

それから、補助金のほうでございますけれども、これにつきましては企業を立地したいというふうな事業計画を出していただいている企業の事業計画等を勘案して計上をお願いしておりますけれども、当初予算におきましては5件計上してございました。今年度後半に見込まれると想定される補助金の額を勘案いたしまして、8件プラスいたしまして、全体で13件をお願いしたいというものでございます。

震災の影響によりまして、企業の皆さんが果たして岩手県のことを見てくれるかというような問題もございますけれども、これまで折衝している企業の皆さんの様子を見ますと、これはもう日本どこに行っても震災の影響というのは想定しなければならないというようなこともございますし、中には被災地だということもあって何とか力になれないかというようなお話をいただいているものもございます。そういう意味では、私どもとすればこれをひとつばねにいたしましてといたしますか、そういうことでぜひ震災の影響で件数が落ちるというようなことがないように、これは市町村も同じ気持ちでございますし、一体となって取り組んでいきたいというふうに考えております。

○高橋元委員 非常に雇用環境が悪化している中でありますので、新規の雇用開拓のためにも企業誘致には何分にもさらにお力を傾注していただきたいなと思っておりますので、よろしく願います。

それから、最後にしますが、災害復旧、復興に関していろいろな就労需要というのですか、そういったあの、一般質問でも建設業の関係取り上げさせていただきましたが、職業訓練の中では小型車両系の建設機械、あるいはフォークリフト等の資格の取得とか、そういうものをやっておられるのですが、大型のほうに対してはどういうふうな振り分けになっているのか。もちろん職業訓練校には大型機械はないので、そういうことは難しいのかもしれませんが、再建をするというところで大型のオペレーターが不足だとか、大型ダンプの運転手が必要だとか、そういったこともいろいろ就労相談の中には出てきているような気がするのですけれども、そういう中で職業訓練の部分で県としてやれる分とやれない部分があるのでしょうか、その辺はどういうふうな形で振り分けしているのかお尋ねします。

○猪久保労働課長 職業訓練の重機オペレーターの関係でございますが、今お話のありましたとおり、県のほうでは小型の重機、フォークリフト、それから玉掛けですとか、そういうふうな訓練を現在実施しておりますし、計画してございます。大型の部分でございますけれども、県が当初計画いたしましたのは、地元の職業訓練の施設あるいはハローワーク、こちらのほうでの求人の資格の要件に対応するというふうな発想で、そういう訓練をスタートしてございます。確かに御指摘のような大型重機等につきましても、建設現場、復興現場でそういう活動が見られるわけでございますが、私どもの計画といたしましてはそういう現場の声を拾って、それに対応した訓練ということで対応させていただいている状況です。

○高橋元委員 それで、例えば沿岸地域で就労相談とかやっているわけですよね。そういう中で、例えば就労希望の中に私はこういう仕事につきたいのだと、それがこういう大型免許が必要だとか、そういったこともあるでしょう。その辺に対する相談はどうなっているのかと。どこでしたか、NPO団体かどこかでは資金を出して大型免許を取らせる、何かそういう

うバックアップを始めたとかという、ちょっとそういう記事も見たような気がしますけれども、就労相談の中で現地の需要と、それから働きたいという方とのマッチングをうまくしていかなければならないなというふうな思いもしているのですけれども、出張労働相談のあたりはそういう情報は何かないですか。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 労働局等が行っております出張相談等の状況についてでございますけれども、発災以来約3万件の相談がございます。そのうち、労働者のほうからの相談は約6割、1万7,000件余りでございますけれども、その中で求職に関するものが約1万件ございます。ただ、ちょっと手元の資料の中では、具体的にどのような仕事をしたいとか、そこまでちょっとデータがございませんので、御了承願いたいと思います。

(高橋元委員「いいです」と呼ぶ)

○斉藤信委員 最初に、今度の震災にかかわる雇用情勢について立ち入ってお聞きをしたい。4月1日に私は大船渡のハローワークに行ってみりました。4,000人が解雇されたと、この期間に、4,000人というのは、あそこは雇用保険加入者は恐らく1万2,000人です。3分の1が解雇された。大船渡管内が一番深刻なのですけれども、今度の震災にかかわってどれだけの解雇者、休業者が出ているのか、内陸ではどうなのか、わかる範囲で示してください。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 解雇者ということでございますけれども、手元にある離職票、休業票の交付件数で申し上げますと、3月12日から6月26日現在の数字で、県全体で離職、休業票の交付件数が2万7,119件、そのうち沿岸地域——釜石、宮古、大船渡、久慈の4カ所のハローワークでの交付件数が1万2,088件というふうな状況となっております。

○斉藤信委員 内陸含めると2万7,000件余、沿岸では1万2,000件余が解雇ということで、本当に深刻な事態になっていると思います。それで、私先ほど雇用の説明を聞いて、震災等で求職者が1万3,000人増加したと、で、1万3,000人を雇用確保するのだと。これ私ちょっと違うと思うのです。そもそも震災前も岩手の雇用状況というのは深刻だったわけです。確かに0.5倍まで回復しましたよ。0.5倍というのは、全国下から3番目ぐらいの水準なのです。その前が0.3倍に至らないという状況もありましたから、部分的に改善したとはいっても、全国的には最も雇用情勢が厳しい県で、震災で1万3,000人求職者ふえたから、これに対応しようというのでは、私はやっぱり構えが小さいのではないかと。それ自身の緊急性、重要性はわかるけれども、やっぱりそれ以前の岩手の雇用状況を考えたら、当面1万3,000人ということではないのではないかと思います、その点いかがですか。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 確かに岩手県におきましては、通常から失業者等の方はたくさんおられるわけですが、私どもとすると当面の対策として震災で膨れ上がった離職者の方に何とか雇用の場を、そういった方々に雇用の場を提供しようということがまず当面の目標であります。まずここに重点を置いて取り組みを進めていきたいということでございます。

○斉藤信委員 構えが小さ過ぎると、これは指摘しておきますよ。しかし、1万3,000人の雇用確保というのも、これ並々ならぬ課題ですから、具体的に1万3,000人をどういう形で確保するのか、ちょっと具体論を示していただきたい。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 これにつきましては、4月と6月の補正予算で、総計で1万人の雇用創出を目指すということでお願いをしているところでございます。当初予算計上分を合わせますと約1万4,000人ということになります。その具体的な手法ということでございますけれども、震災分について申し上げますと、1万人のうち県が1,500人、それから残りの8,500人分について市町村に対する基金の補助事業で進めるというようなことで進めたいと考えております。

○斉藤信委員 それで、先ほどの報告だと3,000人の雇用を創出したと。4カ月たって3,000人というのは努力のあらわれではあるけれども、私はやっぱり今の被災地域の状況から見たら、このスピードを上げないとだめだと。せつかく4月、6月で118億円ですか、基金事業で特別の補正予算も組んだわけです。今、ではこの1,500人、市町村の8,500人のうち、3,000人というのはどういう内訳になるのか示していただきたい。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 7月4日現在の雇用創出数で申し上げますと、全体で3,055人、そのうち市町村が2,713人という状況でございます。

○斉藤信委員 県の方もちゃんとしゃべればいいのにね。出ますか。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 県分については、残りの342人という状況でございます。

○斉藤信委員 県の分が1,500人の目標で342人というのは、低過ぎるのではないですか。被災市町村は、人手不足で具体化がおくれているというのはわかりますよ。しかし、県が1,500人ということで342人というのは低過ぎませんか。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 県分については、ただいま申し上げた 342 人につきましては、沿岸部を中心にした臨時職員の雇用でございます。これについてまず緊急的に手をつけて雇用を始めているという状況でございます。残りの分につきましては、県からの民間委託分でございます。これについては、4月の補正で20億円を予算措置したところでございまして、現在20億円の枠の中で約15億円の事業が具体的に決定して、24事業が今始まりつつあるという状況でございます。今後雇用保険の給付期限が切れる秋口にかけて、その具体的な求人が始まるように契約事務を進めているという状況でございます。

○斉藤信委員 ぜひスピードアップしていただきたい。解雇者というのは、雇用保険の数だけなのです。しかし、大船渡管内でも就業者数は倍以上はいるのです。いわば雇用保険に加入していない人たちも失業しているわけです。だから、雇用保険が切れるあたりに焦点というのも一つだけれども、それはあくまでも一つの課題であって、膨大な解雇者が今出ている中で、本当にこれはスピードアップして、そうしないと被災地で頑張ろうといっても、今仕事が無かったら頑張れないのです。例えば盛岡市内にもう1,300件ぐらい転入しているのです。二千数百人がもう盛岡市内で避難生活をしている。せつかく被災地で頑張って再建に取り組みたいという人たちというのは時間との勝負です。仕事があるからこそ被災地で残って頑張れるわけですから、私は半年も7カ月も放置されたらだめだと思いますよ。ましてや仮設住宅に入って自立求められているわけだから。だから、そういう意味では雇用保険が切れる秋口というのは一つだけれども、やっぱり最大限スピードを上げてやってほしいし、市町村の分は8,500人のうち2,700人なのですけれども、市町村も本当に少ない人数で知恵出すのが大変だと。そういう意味では、県から、あとは民間の人材も活用して、いろんな現場に求められている事業ってたくさんあるのです。例えば先ほど仮設住宅の話をしました。今大体7,200戸仮設住宅に入っています。1万2,000戸ぐらいは最終的には入ると思うのです。そこに例えば集会室、談話室の整備をされたところが約3分の1強あります。ところが、集会室、談話室にかぎかかっているのです。管理する人がいないからです。もう一つはコミュニティーが確立していないということあります。本来触れ合いの場で孤立化、孤独化を防ぐためにやったのが、そういう体制がなくてかぎ閉まっているという本当に残念な事態があるので、本当に被災者の仮設住宅を訪問して、またそれぞれのコミュニティー確立する援助をするとか、あとは切実に出されているのは、仮設に対する通院バスとか、通園バスとか、買い物バスとか、こういうものもコミュニティーバスみたいな形で事業化することも私は可能だと思うので、本当に今求められている課題は多いので、そういう点に機敏に対応して事業化して雇用し、そして地元の企業を応援するような施策すべきではないかと思いますが、いかがですか。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 仮設住宅につきましては、先ほども御答弁申し上げたとおり、今後復興のステージ、ステージに合わせて、住民の方々の雇用ができるようなサー



ビスをしていきたいと考えております。

○斉藤信委員 今被災自治体に全国から職員も派遣されています。例えば陸前高田市は 68 名の正職員が亡くなりました。臨時、パートを含めると 105 名なのです。ここに応援入っているのは五十数名ですよ。いわば震災で今までの 2 倍、3 倍仕事がふえているときに、亡くなった数の分も派遣されていないと思います。思い切って臨時職員を地元から採用するというのも緊急雇用事業で必要なのではないかと。いわば震災で、今までの仕事の本当に倍ぐらいの仕事が出ているときに、今までの人員が確保されていないのは事実ではないのかと。だから、せっかくこういう基金事業あるのだから、本当にそういうことも含めてぜひ対応できるように県としては援助していただきたい。これはそれだけ指摘しておきますから、心にとめておいてください。

二つ目、中小企業対策についてお聞きをしたいと思います。先ほど被災地の倒産、休業の実態は正確にわからないと。正確にわからなくなつて、4 カ月たっているのだから、今の段階でどういうふうに把握しているのか。あんな答弁ではだめですよ。今の段階でどれぐらいわかっているのですか。

○飛鳥川商工企画室企画課長 先ほどいろんな機関で企業訪問等、そういったものでデータを持ち寄っているというところがございます。その一つとして、東京商工リサーチというところもございますけれども、そちらのほうの調査でございますが、沿岸地区の主要企業数、これは大体 2,800 社程度というふうに把握しております。そのうち、津波の被災企業というのが 1,860 社程度、割合にして全体の 67%程度が今回の津波被災企業ということでございます。そのうち、さらに全壊となった企業というのが約 750 社、全体の 27%というふうにとらえております。また、主要企業総体の売上高でございます。これは大体 5,500 億円程度。そして、被災企業の売り上げ総体というのが約 3,900 億円、沿岸地区全体の 70%程度というふうに把握しております。そして、さらに全壊となった 750 社の売り上げというのが、このうち約 2,000 億円程度、全体の 35%、こういった形で把握をしているところがございます。これについても、いろいろまだデータを集計中でございますので、整理をして、先ほど申したとおり、個々の企業に今後調査を個別に入り込もうという、そういった段階でございます。

○松川経営支援課総括課長 倒産件数ということでしたので、民間の調査機関の調査でございますけれども、1 月から 6 月までは 29 件、負債総額で 85 億円余というふうに聞いております。6 月だけでは 5 件、負債総額が 29 億円余、これはすべて震災関係の影響だと聞いています。

○斉藤信委員 主要企業の大体概要は今答弁されたとおりでと思います。それで、既に再開をしたという企業数を把握していますか。

○飛鳥川商工企画室企画課長 再開企業数について、正式なデータというのは今のところ持ち合わせておりません。

○斉藤信委員 把握の仕方、行政はどうしても正確なデータということになるのでしょうか、今回のような大災害のときには進行過程なのだから、やっぱり概括でもこういう災害の中でこれだけスタートしていると、それが全体を励ますわけです。新聞報道にも出ているし。まだ私は一部だと思うけれども、そういうところをつかんで全体を励ましながらやっていかなくてはならないと。それで、被災地域の雇用を確保する上でも、被災を受けた企業の再建というのは決定的に重要だと思います。さっき部長の答弁で気になったのは、補助金には予算の制約があると、補助金頼みになるのではなくと、こういう話ありました。こういう立場ではだめだと思うのです。大震災、津波の被害を受けたのは、自己責任でも何でもありません。そして、そこからのマイナスからのスタートではなくゼロからのスタートというのは、本当に切実な被災地の声ですよ。再建の土台をつくってやるというのは、私は政治の責任だと思います。予算が足りなかったら確保する、今まで商売をしてきた、事業をしてきたすべての企業が再建できるような手助けをするのが政治の責任ではないでしょうか。部長、どうですか。

○齋藤商工労働観光部長 災害が責任であるという点では全く同じでございますが、私たち、先ほどの答弁と繰り返しになりますが、一番肝心な部分の支援というのは二重ローンの解消でございます。二重ローンというものがあって、今の借金というものがあって、次に対する事業活動の見通しが立たないというのがすべて大きな点でございます。この点については、発災当時から我々一番大きな問題と考えておまして、ここの解決なくしては次に進めないということで、一番力を入れてきたところであります。したがって、先ほど担当課長からもありましたが、これは国の責任でやらなければならないということで、再三知事のほうからも復興会議で強い提案をしまして、それから2次補正でようやくその見通しが立ってきたと。ですので、二重ローンの買い上げというのは、実質的には補助金に相当するというふうに考えていいものでございますので、被災企業に対する直接的な補助金というのは二重ローンの買い上げがそれに相当するのだというふうに私考えています。ですので、ここが今委員御指摘のとおり、ゼロのスタートというのはまさにそこで二重ローンの解消がなされることでなされると思いますので、私どももやはり力を入れていきたいと思っております。

○斉藤信委員 二重ローンの解消というのがまさにかなめをなす問題、私もそう思います。

そして、岩手県が早くに国にこれを提言してきたということも、これは極めて重要な提案だったと。我が党も独自の提案をしています。それで、まだ二重ローンの仕組み定まっていないのです、率直に言うと。政府の案でいきますと、先ほど中小企業再生支援協議会を活用すると。これは、中小企業再生ファンドの利用ということになるのですが、これは今まである仕組みなのです。この活用になると、優秀な企業しか、再建計画を立てた企業しか対象にならない。今まで、ほとんど対象になっていないのです。私は、この仕組みだったら、本当に一部の優良企業しか対象にならないのではないかと。やっぱり被災を受けた企業が立ち上がるようなものにやらないと、本当にこれは一部の企業は債権の買い取りの対象になったが、圧倒的にはならなかったと、今の政府の仕組みだとそうなると思います。だから、そこを改善しないとだめです、今の仕組みでは。私はそう思いますけれども、いかがですか。

○飛鳥川商工企画室企画課長 7月9日の朝日新聞のほうにも報道が一部されております。まず最初に、結論のほうからいきますと、政府の今回の案というのは全く新しい機構をつくるというものでございます。これまでの再生ファンドと言われる部分につきましては、委員御指摘のとおり、大体組成額も50億円とか60億円が上限でございます。そして、中小機構の出資額もその2分の1以内というようなことでございまして、どちらかという優良な部門、不良部門があれば不良部門を切り捨てた形で再建できるようところにだけ支援を行ってきたというのが従来の再生ファンドでございます。一方、今回の政府案というところは、まずは中小機構の剰余金約2,000億円程度を活用して、被災3県に財源として充てていこうということで、一つ大きく枠組みも違います。また、出資割合についても、新聞報道によりますとそれを8割に引き上げるといった方向でございます。そして、広く対象については企業というよりも事業者ということで、個人事業者または農業者等も対象としていきたいというようなことでございますので、これは今までの再生ファンドとは全く違った新たな機構というふうに認識しています。

○斉藤信委員 それでは、かなり多数の被災事業者が対象になると受けとめていいですか。何か条件あるのですか。

○飛鳥川商工企画室企画課長 条件という部分からすると、メイン行がその事業者に対して新規融資を行うこと、これが恐らく条件というふうに考えております。いわゆる超過債務によって新規融資ができない、そういったところを超過債務を解消することで新規融資ができる、そういった条件整備をしていくということでございますので、どちらかという今までも零細で売り上げが伸びてこなかった、そういったことが起因して超過債務に陥っているというところは、これは一方で対象には漏れるというふうには考えますが、今回の災害が原因で超過債務に陥った、そういった企業については支援が受けられるというふうに考えております。

○斉藤信委員　そこがすごく微妙なのです。メイン行が新規融資をするところが対象になると。その場合には、商売してちゃんと借金返せるという計画の提出が前提になってくるのです。これはやっぱり災害のときには銀行任せにはだめですよ。やっぱり国が基本的には災害で生じた債務については、買い上げるとか免除するとか、そういうことまでやらないと私は七、八割の企業は対象にならないと思いますよ。もっと改善を求めていくべきだと。これ例えばよく頑張って5割だったと、その地域の雇用は5割程度しか回復しないということになります。今まで頑張ってきた企業は基本的には再建できると、やっぱりそういう仕組みに思い切っただけでいていただかないと、そしてその判断は銀行だということではだめです。銀行ではだめです。私は、そういうところの改善も引き続き強く求めていただきたい。大震災のたびに新しい制度をつくっていくというのが大事なのです。阪神・淡路のときには被災者生活支援法がなかった。それがその後つくられた。今度の東日本大震災津波は、まさに戦後最悪、最大ですから、そして部長が言うように二重ローンの解消が最大のテーマだとするならば、きっちりした制度がこの災害によってつくられたと、そして被災したすべての企業がこれでスタートラインに立てるというふうになるように、ひとつ改善を求めていただきたい。

あわせて、この間、中小企業基盤整備機構による仮設店舗、工場の整備、新聞報道では仮設店舗については160社の申請があつて、1社だけ決まったと。さっきの課長の話だと、641件の希望があつて、6カ所が基本契約を結んでいるということでしたが、報道との違いは何なのでしょう。

○飛鳥川商工企画室企画課長　二重ローン解消に向けて改善の部分でございますけれども、まず岩手県のほうから機構の立ち上げの準備委員会を先駆けてやっていきたいと。その中で、まさに金融機関頼みではなくて、自治体いろんな産業コーディネーター、そして事業者の事情がわかっている方たち、そういった部分をこういったことで新規融資が可能ではないかと、まさに知恵比べだと思っておりますけれども、そういったアイデアを出しながらベースを整えていきたいというふうを考えております。

○松川経営支援課総括課長　先ほどの641件というのは全県の数字でございます。それから、報道との違いということでしたが、6月に宮古市で基本契約が結ばれたのですが、その後釜石、久慈、野田というところで新たに、7月に入ってからですけれども、新たに契約が結ばれたということで件数がふえているということでございます。

○斉藤信委員　そうすると、641件の希望というのは、これは申請ではないのですか。こういう制度を申請するときには、ちゃんとこの用地に仮店舗なり仮工場を設置してという申

請書になると思うけれども、それなりに用地のめどをつけて申請をされていると思うけれども、そうではないのですか。

○松川経営支援課総括課長 この希望というのは、市町村から機構に対する希望ということですので、それを受けて機構のほうでいろいろ調査をいたしまして、実際に建てられるかどうかとか調査いたしまして、現地調査をして、その上で確定していくということでございますので、必ずしもそこに建てられるかどうかは調査の結果を経ていくのではないかと思います。

○斉藤信委員 だから、その 641 件というのは市町村の希望だと。その中で、160 社が申請したのではないですか。そのうち 1 社しか決まっていなかったというのが報道であった。今の答弁は、4 市町村、6 カ所が決まったという答弁ですよ。市町村の枠はそういう形で 641 件あるのだろうけれど、160 社が実際に申請しているのではないですか。

○松川経営支援課総括課長 160 社というのは、陸前高田市の分だけで出ていると思います。

(斉藤信委員「陸前高田市だけで」と呼ぶ)

○松川経営支援課総括課長 はい。陸前高田市で、6 月 7 日現在ですが、148 件ということですので、恐らく陸前高田市だけで 160 件ということだったと思います。

○斉藤信委員 わかりました。報道では 160 件申請があつて、1 社だけ決まったということで、これは陸前高田市だけではないのではないかと思いますけれども、申請数というのではないのですか、実際に企業から、ただ貸し店舗希望するというだけではないのだと思いますよ、実際には。やっぱりそれなりの用地のめどもつけて。例えば市町村の 641 件の希望というのは、それこそ民有地の活用も含めて一定のめどをつけて、ただそれが条件に合うかどうかの審査されているということではないのですか。そこをちょっと聞きたい。

○松川経営支援課総括課長 市町村から機構に対してエントリーシートというものを提出するというごさいます。それが 641 件ということです。その上で現地の調査などを行って、実際にそこに建てられるかどうかというようなこと。その前提にはもちろん利用される、入居する希望の店舗なり工場の人たちの希望を聞いているということになります。したがって、必ずしも希望どおりにいかないという場合も、先ほど言ったとおりの施設の関係とか、あるいはインフラの関係で希望どおりにいかないということが出てくるかもしれませんが、いずれ希望を出発点にして調査しているということです。

○高橋博之委員長 斉藤委員に申し上げます。御発言が長時間に及んでおりますので、この際まとめて、かつ簡潔にお願いいたします。

(斉藤信委員「はい。わかりました」と呼ぶ)

○斉藤信委員 では、貸し店舗、貸し工場も入っていますが、これ内訳はわかるでしょうか。そして、恐らく641件というのはそれなりに用地のめどもつけていると思うけれども、それが民有地であったり、インフラの整備でこれからということがあるのだと思うけれども、災害のときですから、本当に今までの規制の枠の中ではなく、やっぱりスピード感を持ってそういう問題を対応されるべきではないかと思っております。

もう一つ、中小企業グループへの施設整備補助ですが、51グループから応募があると。51グループの場合は545億円で、予算はわずか79億円しかない。この点でも、ちょっとこれではもう希望があっても何分の1しかできないということになるのではないかと。こういう予算こそ大幅増額を求めていくべきだと思います。

それと、この51グループの中に大企業というのは対象になるのでしょうか、ならないのでしょうか。中小企業だけなのでしょうか。

○松川経営支援課総括課長 まず、仮設店舗の関係でございますけれども、設置が決まったところだけ報告したいと思います。宮古市につきましては、工場、店舗、事務所という用途になっております。野田村につきましては、倉庫ということになっております。釜石市につきましては店舗。久慈市につきましては、2カ所ございまして、事務所、工場が1カ所、それからもう1カ所が工場ということになっております。

次に、グループ補助金の関係でございますけれども、対象といたしましては、要件といたしましてサプライチェーンの重要な一翼を担う、あるいは地域への経済、雇用への貢献、あるいはその地域での基幹産業を担っているというような、そういったグループということをや要件にしておりますので、そのグループの形成の中には、企業の規模は問わないというか、大企業も含まれるということでございます。

○斉藤信委員 51グループの中で大企業も含まれて、中小企業はそれから出されてしまうと。中小企業優先で対応すべきではないのかと。大企業は、申請の中でどのぐらい占めているのでしょうか。

それと、県単の中小企業被災資産修繕費補助、これはどれだけの市町村で具体化されて、

今実績はどうなっているか、被災工場再建支援事業費補助、これもどれだけの市町村で具体化されて、どのような実績になっているのか。おくとすれば、どういうふうに、せつかく県単で措置した措置をどういうふうに生かされるようにしていくのか。

あと、最後の最後ですが、平泉の世界遺産が登録をされて、大変困難な中で、しかし一筋の光明が見えてきたという感じがします。観光業に対する大震災、原発の事故を含めた影響、これがどうなっているのか。そして、平泉の世界遺産を活用した観光対策はどうなっているかを聞いて終わります。

○松川経営支援課総括課長 まず、先ほどのグループの補助金申請の関係でございますが、大企業の数というのは、済みません、手元に資料がございませんので、業種で申し上げたいと思います。製造業については33件、小売業については6件、サービス業については5件、旅館業については2件、その他5件でございます。

それから、修繕費補助についての利用の状況でございますが、12市町村中、現在3市町、——大船渡市、山田町、岩泉町で申請の手続を始めておるようでございます。

○保企業立地推進課総括課長 被災工場再建支援事業費の補助のほうでございますけれども、市町村によりまして要綱を制定したということが既に三つございます。そのほか、すべての市町村において案件が出ればすぐやるというふうな体制になっているということでございます。具体的な案件につきましては、現在1件出そうだという状況でございますが、そのほかにもさまざま状況を見ながら検討しているというところが多うございます。

○松川経営支援課総括課長 済みません、先ほど大企業の数ということでしたが、数社、ちょっとカウントしておりませんが、数社含まれているということでございます。

○戸館観光課総括課長 大震災の観光への影響ということでございますが、岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合からの聞き取り調査でございますが、発災直後から4月中旬まで約1カ月間の宿泊キャンセルは、判明したもののみで約24万人、これは平成22年の宿泊客の1カ月分にほぼ相当するものでございます。その後、東北本線沿いの宿泊施設を中心に復旧、復興関係者による需要の増加が見られるということがございます。また、ゴールデンウィーク期間中の県内主要観光地における観光客の入り込みも大きく落ち込んでいる状況になりますが、最近宮城県からの修学旅行客がこちらのほうに来ていただいたり、あるいは平泉の世界遺産登録に伴う観光客の増加というふうな傾向も徐々に見えてきておまして、旅行需要回復の動きがあるというふうに思っています。平泉の世界遺産登録と、それから来年予定しておりますデスティネーションキャンペーン、これらの相乗効果を生かして、本県

への誘客増を図っていきたい、こう考えておりますし、これを県内各地に波及させる取り組みを進めてまいりたい、こういうふうに考えております。

具体的には、まずは被災した地域の観光施設の復旧、それから被災した事業所の立て直しに関しましては、修繕費補助を初め、各種の運転資金の融資などの支援措置を講じているところでございます。

それから、もう一点、観光客を全県に波及させるという意味では、平泉を最大限活用していきたいというふうに思っております。今までどちらかといいますと、平泉から南に向かう旅行ルートというのはある程度定番化されたものがありますけれども、北に向かってくる旅行ルートが若干まだまだ弱いところがございます。そういう意味では、花巻、遠野、盛岡、八幡平、こういった北のほうに向かってくる旅行ルートというものを何とか強化をして、そしてそこからさらに沿岸部に向かうと、こういうように結びつけていきたいと、こういうふうに考えております。

(中平均委員「委員長、議事進行」と呼ぶ)

○中平均委員 委員長に確認したいのですが、議案に係る分と係っていない分の区分けをどういうふうにしていくのか。今回震災の関連の議事も当然あるので、一概にどうこうと一発で決められるものではないのだと思うのですが、ただそれにしても前回の議案、補正で通った分の結果はどうなっているかというのは、この際発言でもいいのではないかなと私は思ったりするのですが、その際の扱いですね。今商工労働観光部が終わりますけれども、次教育委員会があつて、教育委員会の中の議案に係ってなくても震災関連ということですべて一括して質疑をしてもいいものなのか、それとも議案の分をやってから後ろのほうでこの際でやるということなのか。それによって、例えば先ほど質問あつた、前回の補正で県単で措置したやつとか、私もちょっとこの際で聞いてみようかなと思ったりもしていたところが、もういいのですけれども、そこがはっきりしないと、みんな同じく聞きたいと思うのです、この震災関連もあるし、議案のほかにも。当然その、もっていきかたがある中で、どのやり方がどうなのかというものがないと、今までは議案の分、この際と分けていたけれども、今回はある程度一緒にやっていく。それも震災の対応については、それはそうだろうと思うのですけれども、ある程度そこら辺の取り決めといいますか、委員長の御判断を、今すぐでなくてもいいので、教育委員会の審査もこれからあるということなので、ここはお願いしたいなど。

○高橋博之委員長 どっちがいいですか。



○中平均委員 もう一点あるのですけれども、もう一点いいですか。あと、執行部のほうにお願いなのですが、先ほど東京商工リサーチの数字が出ていまして、同じ質問に対して片方には数字がない、片方にはまとめていないけれども、この数字があるというのはちょっといかなものかなど。東京商工リサーチの数字は、それは公開ですし、1週なり10日、ちょっとわからないですけれども、ある程度毎回来ているという数字ですので、それに対してどうこうというわけではないですけれども、まとまっていないならまとまっていないで、ほかの委員に対してこういう数字がありますよと言えるのであれば、最初の質問のときにきちんと対応するのが本来ではないのかなと思いますので、これは今後十分留意していただきたいと思います。その2点。

○高橋博之委員長 では、1点目、ちょっと整理しておきます。

○齋藤商工労働観光部長 2点目の御指摘全くごもっともであります。答弁のあり方含めて徹底したいと思います。申しわけございませんでした。

○高橋博之委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 ほかになければ、これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

なお、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○高橋博之委員長 次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。

議案第1号平成23年度岩手県一般会計補正予算(第4号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち教育委員会関係を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋教育次長兼教育企画室長 教育委員会所管の一般会計補正予算案について御説明申し上げます。

議案(その1)の4ページをお開き願います。議案第1号の平成23年度岩手県一般会計補正予算(第4号)についてでございますけれども、第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正額は10款教育費のうち1項教育総務費、4項高等学校費、5項特別支援学校費及び6項社会教育費までの4,989万円余を増額しようとするものでございます。その内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますけれども、金額については省略させていただきたいと思っております。

予算に関する説明書の31ページをお開き願います。10款教育費、1項教育総務費、4目教育指導費の指導運営費でございますけれども、これは本年4月に文部科学省から先進的な理数教育を行うスーパーサイエンスハイスクールとして指定を受けた盛岡第三高等学校に新たに専任の非常勤講師を配置しようとするものでございます。

32ページをお開き願います。4項高等学校費、5目学校建設費の校舎大規模改造事業費は、県立学校における安全な教育環境を確保するため、耐震診断の結果、改修が必要な宮古商業高等学校校舎などの耐震補強工事の設計業務に要する経費のほか、公共下水道の普及

に伴い、宮古水産高等学校などの公共下水道切りかえ工事の設計業務に要する経費を増額しようとするものでございます。建物等維持管理費は、杜陵高等学校奥州校などの屋内運動場の新築等に伴いまして、体育用具などの一般管理用備品等の整備に要する経費のほか、宮古水産高等学校教職員住宅の公共下水道切りかえ工事の設計業務に要する経費を増額しようとするものでございます。

次ページにまいりまして、5項特別支援学校費、1目特別支援学校費の管理運営費でございますけれども、これは一関清明支援学校校舎の増改築に伴いまして、一般管理用備品や聴力検査機器などの特別支援教育設備の整備に要する経費を増額しようとするものでございまして、施設整備費は一関清明支援学校山目校舎の公共下水道切りかえ工事の設計業務に要する経費を増額しようとするものでございます。

34 ページをお開き願います。6項社会教育費、2目文化財保護費の文化財保護推進費でございますけれども、これは九州・山口の近代化産業遺跡群世界遺産登録推進協議会に本県が釜石市とともに加盟いたしまして、本県の橋野高炉遺跡及び関連施設を同遺跡群の構成資産に加えた世界遺産登録への取り組みを推進するため、本協議会の運営費の一部を負担しようとするものでございます。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高橋博之委員長 委員の皆様申し上げます。午前中、中平委員から議事進行がありました。質疑につきましては議案の審査時には議案に対する質疑を、議案に直接かかわらないことについては、本日はこの際でございますので、そちらのほうで質疑をしていただきますよう、議事の進行に御協力願います。

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 31 ページの指導運営費でスーパーサイエンス指定校に盛岡三高が今年度指定されたと、水沢高校が今までやってきたということで、視察にも行きました。専任非常勤講師を配置するということですが、これは何人、そして報酬は105万2,000円なのです。これは、どういう資格を持った人がどれだけの勤務をして105万2,000円なのか示してください。

○高橋高校教育課長 非常勤講師につきましてお話ししたいと思います。SSH配置校では、非常勤講師を配置し、指定校におけるSSHの研究開発の取り組みの充実を図ることができます。それで、授業時間数は週9時間でございます。業務内容は、理科4領域——物理、化学、生物、地学の基礎科学実験の指導と、それから実験レポート指導と発表指導でありま

す。講師は、理科4領域においてすぐれた実験指導力を有しており、基礎科学実験の内容が深みのあるものとなる、そういう指導内容がさらに充実するものというふうに考えております。実際の非常勤講師は、退職した理科の教員が務めることになっております。

○斉藤信委員 退職した理科の教員が1人ですか、何人ですか。

○高橋高校教育課長 1人でございます。

○斉藤信委員 たった1人。

○高橋高校教育課長 はい。9時間でございますので。

○斉藤信委員 週9時間1人ということで、スーパーサイエンスハイスクールの指定というのはそんな程度なのでしょうか。それ以外に学校の体制づくりみたいなのはあるのでしょうか。あと、これは日給なのでしょうか、時給なのでしょうか。

○高橋高校教育課長 SSHは、学校全体で取り組む指導でございます。その指導に大学の講師の先生とかこのように非常勤が来ることもありますけれども、特別の方が来て特別の指導をなさるということでなく、学校全体で、英語の先生も入ったりとか、そういうことで指導しています。

(斉藤信委員「時給については」と呼ぶ)

○高橋高校教育課長 時給でございます。

○斉藤信委員 そうすると、大学の先生も迎えたそういう講義もあると。ここを出されている119万4,000円ですか、共済費その他ですから、これはほとんど報酬ですね。その他の経費というのはあるのですか。それはどこにありますか。

○高橋高校教育課長 岩手県においております経費は1,700万円です。その中にこの講師料が入っております。

○高橋教育次長兼教育企画室長 このSSHに指定されますと、県の予算を通じた支援と、それから科学技術振興機構——JSTといいますけれども、ここを通じた支援、両方を受けることができまして、県の予算を通じた支援については講師の報酬ということでございまして、それを合わせまして1,700万円程度の支援ということで、そちらは直接機構のほうか

ら支援を受けるということになっております。

(斉藤信委員「はい。わかりました」と呼ぶ)

○斉藤信委員 では、1,700万円というのは、今の報酬を引いた分はJSTからということで理解していいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○斉藤信委員 わかりました。次に、32ページの校舎大規模改造事業費、ここでは宮古商業、宮古水産が対象になるという話でしたが、県立高校の耐震化率はどこまでいくのですか。

○小倉学校施設課長 県立高校の耐震化率の関係でございますが、平成22年4月1日現在で県立高校は74.7%となっております。

○斉藤信委員 いわゆる震度6強で倒壊のおそれがあるというのは、I s値0.3未満。今度の宮古商業はまだ設計段階ですけれども、昨年度末で何棟残っていますか。

○小倉学校施設課長 I s値が0.3未満ということになりますと、平成22年4月1日現在で9棟になってございます。平成23年4月1日になりますと残り1棟ということになりまして、今年度中には0.3未満については解消される予定となっております。

○斉藤信委員 はい。わかりました。それでは、最後、文化財保護推進費で、釜石の橋野高炉跡、これは九州・山口の実行委員会ですか、参加費ということになるのですか、負担金ということになるのか。どんな取り組みがされているのか。そのことを示してください。

○中村文化財・世界遺産課長 橋野高炉跡は、九州・山口の近代化産業遺産群に加盟していくということですが、これは構成しております各県、各市町村におきまして、推進協議会という組織をつくってございまして、そこでトータルな予算を組んで進めております。内容といたしましては、推薦書の作成、あるいは海外の専門家を招聘しての会議の開催、それから実際海外の専門家の方々に推薦書を一部書いていただくというようなこともやっております。そのトータル予算が今年度で8,000万円程度だったかと思っております。それを構成資産を持っている県や市町村で分担いたしておるというものでございまして、その県分を今回の補正として出させていただいているということでございます。

○斉藤信委員 最後ですが、釜石の橋野高炉跡、これは文化遺産ということになるのですか。

その価値というのはどういうものですか。

○中村文化財・世界遺産課長 当初九州・山口方面では、日本の近代化産業資産の夜明けを語るということで進めたわけですが、海外の産業遺産の専門家を呼んできて現地を見ていただいたところ、釜石にもそういった関連施設があるということで釜石にも来ていただきました。そして、現地をごらんいただいたところ、日本近代製鉄発祥の地であり、しかも高炉がこのようによく残っているというような状況を見ていただいたところ、これを入れないと構成資産の仕掛けとしては不足だという指摘があって、それで入ることになったものでございまして、非常に岩手にとっても日本にとっても大事な宝だという認識でございまして。

(斉藤信委員「わかりました」と呼ぶ)

○高橋博之委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

次に、教育委員会関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 122 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充、教育予算拡充を求める請願を議題といたします。本請願

について当局の参考説明を求めます。

○佐藤参事兼教職員課総括課長 私のほうから、請願事項の（１）と（２）につきまして、国の動向を中心に御説明申し上げます。

まず、（１）の少人数学級の推進及び30人以下学級の実現についてであります。本年4月から国の制度改正、義務教育標準法の改正によりまして、小学校1年生における学級編制の標準が40人から35人に引き下げられるとともに、国が他学年の学級編制の標準を順次改定すること等についての検討を行い、その結果に基づき必要な措置と財源の確保に努めることとされております。このことにより、本年6月に文科省では、公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議が設置されまして、小学校2年生から中学校3年生までの学級編制標準の改善や教職員配置のあり方などについて協議が開始されております。今後同会議の検討状況を踏まえ、学級編制の改定等について方針が示されると聞いています。

本県におきましては、35人学級について、平成18年度から小学校1年生、平成19年度には小学校2年生まで拡充しまして、平成21年度からは中学校1年生において35人学級を市町村の選択によって実施しておるところでございます。平成23年度は約8割の学校で実施しているところでございます。少人数学級を導入した学校では、児童生徒の基本的な生活習慣の定着、健康、安全管理を中心に効果的であるとの成果が報告されているところでございます。

次に、（２）の義務教育費国庫負担割合の2分の1復元についてであります。義務教育費国庫負担金につきましては平成17年11月30日の政府与党合意において、義務教育費についてはその根幹、機会均等、水準の確保、授業料の無償について維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持することとされております。費用負担につきましては、平成18年度から国の負担割合が2分の1から3分の1に変更となり、減額分については税源移譲とされております。この国の負担割合については、現在のところ国において特に議論がなされている状況にはないものと承知しております。

○小倉学校施設課長 引き続きまして、私のほうから3の学校施設整備事業費等の教育予算の拡充について御説明を申し上げます。

国の公立学校施設整備に係る平成23年度当初予算につきましては、厳しい財政状況から前年度比約22%減となりましたが、第1次補正予算におきまして学校施設の耐震化については必要額が確保されたところであり、今年度当初予算と第1次補正予算を合わせた額は

おおむね前年度当初予算並みとなっているところでございます。

また、大規模な地震により倒壊等の危険性の高い校舎の補強等について、平成 23 年度から平成 27 年度まで特例措置が延長されることになりまして、地方負担の軽減が図られております。今後、平成 24 年度予算につきましても、国に対し当初予算で必要十分な予算の確保を図り、自治体の円滑な事業執行が可能となるよう、引き続き要望してまいります。

○高橋博之委員長 本請願に対し質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 35 人学級が国の施策として今年度から不十分ながら小学校 1 年生で実施をされた。それによって小学校 1 年生分については、必要な教員分の配置はされたと思うのです。そうすると、今まで県が独自に小学校 1 年生、2 年生、中学校 1 年生で 35 人学級やってきました。県の負担は軽減をされたと思うけれども、それはどうでしょうか。

それと、実際に今小学校 1 年生、2 年生、中学校 1 年生でどれだけの学級数で実施をされているかも示していただきたい。

○佐藤参事兼教職員課総括課長 まず最初の県の負担軽減がなされたのではないかという御質問でございますが、今回小学 1 年生の定数増ということで、33 人の定数が国のほうから措置されたところでございます。一方で、少人数指導加配というものがございまして、これが 21 人減ぜられたということがございまして、この結果として 12 人分がふえたということにはなるのですが、この部分につきましては新設校あるいは困難校、課題校への支援でありますとか、主幹教諭をふやして配置しておりまして、そういったほうにこの 12 人の定数を活用しているところでございます。

それから、35 人学級の状況でございますけれども、小学校 1 年生、2 年生でございますが、33 校で 33 名が配置されておりました、それから中学校 1 年生については 31 校で 47 名が配置されております。全体の学校数については小中学校人事課長のほうから答弁を申し上げます。

○漆原小中学校人事課長 小学校 1 年生の 35 人学級については、先ほど総括課長から申し上げましたように 33 学級、小学校 2 年生につきましても 33 学級、中学校 1 年生につきましては 31 学級の学校で、それぞれ中学校 1 年生で 35 人学級をやっているところでございます。

○斉藤信委員 そうすると、純増でいくと 12 名教員は増員になったと。私は、こういう形



で増員になったとすれば、県が独自に小学校3年生、4年生に拡充をすべきだったというふうに思いますので、来年度からも恐らく計画的に、当初の計画は8年計画でしたか、中学校3年生まで。本当に8年というのは長過ぎる気がするけれども、いいことは早くということ、今政治混迷しているので、なかなかそのいいこともどう進むか見えない状況ですが、しかし時代の流れですから、これは今後も進められていくのではないかというふうに思います。

あと、二つ目の義務教育費の国庫負担制度なのですけれども、2分の1から3分の1に国庫負担減らされて、その分が税源移譲された。その現場として、では減らされた分というのはしっかり教育費に使われているのかと、これは確認できるのでしょうか。

○佐藤参事兼教職員課総括課長 国庫負担の減額分についてでございますけれども、委員御指摘のとおり、税源移譲とその不足分は地方交付税で調整されているということになっておりますが、この財源の内訳についての詳細は算定が困難ということで定かでございますが、これまで教育委員会が標準法で算定いたしました教職員給与費、これについては全額予算措置をされてきておりますので、今後とも国において確実に財源措置がなされるように働きかけていきたいというふうに考えております。

○斉藤信委員 わかりました。教育委員会の予算としては従来どおり予算を確保していると、こういうふうに受けとめていいかというふうに思います。

3番目は、少し立ち入って聞きたいのですけれども、学校施設整備費、これは耐震改修、改築というのも入ると思いますけれども、この間3分の2補助ということで補助率も高まってきた。これは3年間でしたか。さらにこれからまた、今度は5年間ですか、今年度からさらに5年間それを延長するという措置になりました。この3年間でどこまで整備されたのか。耐震改築……

[地震のための中断]

○斉藤信委員 続けます。5年間で今たしか73%ですね、小中学校。これは、100%、遅くともこの5年間以内には前倒しでもやるべきだというふうに思いますが、取り組み状況はどうでしょうか。

あと就学援助、今度の大地震で就学援助の特別の措置もとられるだろうと思いますけれども、今年度の就学援助の対象児童数、これがどういうふうになっているのか、すべてフォローされているのか、その点を示していただきたい。

○小倉学校施設課長 耐震化の状況についてでございますけれども、小中学校の逆に未耐震の棟数から説明したほうがわかりやすいと思いますので、そちらの数字を使って説明をいたしますが、平成20年4月1日現在で未耐震棟数が700棟になってございます。この未耐震というのは、I s 値が0.7未満ということになります。これが700棟。平成22年4月1日現在では484棟になってございまして、差し引きいたしますと216棟が耐震化をされたということになっております。

また、小中学校の耐震化されていない建物の今後の耐震の見込み等でございますけれども、I s 値0.3未満で申し上げますと、市町村教育委員会レベルでの計画でございますが、平成25年度末ころをめどにこれをゼロにしたいという計画になってございます。

それと、就学援助の関係でございますけれども、被災児童生徒就学援助事業費補助の対象人数でございますが、予算ベースでは5,093人を対象としているところでございまして、この数字につきましては市町村のほうからの聞き取りによる積み上げ数字ということで予算を組ませていただいております。

○斉藤信委員 ちょっと耐震化のことで、最初は0.7未満と、今後の計画は0.3未満という話だったのだけれども、0.7未満で216棟、この間耐震化されたということでいいのでしょうか。そして、今後0.3未満については、平成25年までですから3年間ですべての市町村が100%やると、残っているところは。そういう計画になっていると。そうすると、5年たたないで3年間で県内は100%を目指す計画になっていると、こういうふうにとめていいのか。

それと、就学援助、予算化は5,093人だと。これは、大震災を踏まえてそういう予算にしたということではないでしょう、当初予算というのは。大震災前に組まれた予算ですよ。恐らく大震災で被害を受けて、就学援助対象になる子供がうんとふえたのだと思うのです。これはちょっと進行形だからあれなのだけれども、これは特別に就学援助の制度を徹底しなさいとか指示が来ているはずなのです。その最新の状況はわかりますか。

○小倉学校施設課長 最初に就学援助の関係で申し上げますけれども、就学援助の先ほどの5,000人ちょっとの人数については、この前の6月補正予算におきまして措置をさせていただいておりますので、これは大震災以降の数字ということになります。

それと、耐震化の状況の関係でございますが、0.3未満の解消についてでございますが、先ほど平成25年度末ごろというような形で説明をさせていただいたのですが、もう少し詳

しく申し上げますと、耐震診断2次診断を終了している施設の耐震化ということでございまして、この2次診断というのは図面だとか現地等建物も詳細調査をして、ここは0.3未満であるというものについて行っている調査ということで、これについて平成25年度末ころをめどに市町村としては解消したいというような計画になってございます。

○斉藤信委員 就学援助については、いずれ震災を受けて5,093人は必要になるという、そういうことで、今は申請を受け付けているという、こういうことで大体よろしいですね。

耐震診断の問題で、0.7未満では平成22年4月1日で484棟が未耐震ということですね。そうすると、484棟のうちどこまで改築、耐震化されるのか。いわば2次診断というのは、改築、改修を前提に今までやってきたわけですよね。だから、取り組むところは100%やるのは当たり前の話なのだけれども、耐震化されていない棟数で見ると、どこまで解消される計画なのかということを示していただきたい。

○小倉学校施設課長 耐震性がない484棟のうち、今後の耐震化についてでございますが、平成27年度までには耐震化率を94.1%まで高めたいというような今の市町村の計画でございます。

○斉藤信委員 そこまで出たら棟数まで出したらいいではないですか。どこが何ぼ残るのですか。なぜ残るのですか。

○小倉学校施設課長 棟数でございますが、平成27年度までで378棟でございます。484棟との差につきましては、平成28年度以降、あるいは今市町村においてどういう耐震化を図るか検討中ということで取りまとめをしています。

○斉藤信委員 378棟というのはどういう数ですか。484棟残って73.1%なのです、耐震化率は。94.1%だったら378棟残るわけないではないですか。

(「いや、うそですよ」と呼ぶ者あり)

○斉藤信委員 378棟が整備される。その残が残ると。どこの町村が残るのですか、なぜそこが残るのですか。

(斉藤信委員「106棟残るのは問題だ」と呼ぶ)

○小倉学校施設課長 市町村別の棟数については、今データを持ち合わせておりませんけ

れども、市町村の耐震化が進まない理由につきましては、市町村は財政状況というものがございまして、学校の統合等によって今後の耐震化をどう進めるかということを検討していると、そういう理由が市町村のほうからは挙げられております。

○斉藤信委員 これでは最後にしますが、106棟残るということはちょっと軽視できない数ですよ。今度の大地震の重要な教訓は、学校が避難施設だと、防災施設だと、この避難施設が地震のときに倒壊するおそれがあったらとんでもない話なのです。だから、そういう意味でいけば、避難施設、防災施設として学校施設をきちんとしようという方向に今なっているわけだから、統廃合などの計画があるところもあるかもしれないけれども、すべてがそうではないというふうに思うので、やっぱり少なくとも平成27年度までは、特別なそういう事情を抱えていないところは100%もっと早く達成するという事でやるべきではないのかと、そういう残るところは少し吟味して、後で知らせてください。どこが、どの市町村が何棟残るか。終わります。

○高橋博之委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○高橋元委員 採択。

○高橋博之委員長 採択との御意見がありますが。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(「不採択」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○高橋博之委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定した本請願につきましては、意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 なしと認め、さよう決定いたします。

これより意見書の文案を検討いたします。当職において原案を用意しておりますので、事務局に配付させます。

(資料配付)

○高橋博之委員長 よろしいですか。お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等につきましては、当職に御一任願います。

次に、受理番号第 127 号高校授業料無償化の適用者の拡大を求める請願を議題といたします。当局の参考説明を求めます。

○泉予算財務課長 県立学校の授業料無償化に当たって、在学期間の起算を条例改正の施行日とするよう早急に見直すことに対する請願につきまして御説明申し上げます。

県立学校授業料等条例についてであります。昨年 4 月 1 日に施行されました県立学校授業料等条例及び規則は、公立高等学校に係る授業料等の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 3 条第 1 項の趣旨及び私立学校への支援との均衡等を踏まえつつ検討し、昨年 2 月の定例会で議決をいただき、改正したものでございます。

具体的には、徴収対象者の考え方について申し上げますと、当該法律の目的が経済的負担の軽減を図り、教育の機会の均等に寄与することとされていることから、県としましては教育の機会の均等を確保した上で、なおその後においても教育サービスを受けようとする場合にあっては、受益者負担の公平の観点から授業料を徴収することが適切と考え、個人の希

望や事情による再入学あるいは通常の修業年限を超える分については、授業料を徴収することが適当と考えたものであります。

また、当該法律において、私立高等学校に在籍する生徒に対する就学支援金は、高校等を卒業した者または私立高等学校の在学期間が36カ月を超えたときは支給しないこととされているもので、これによる私立学校の生徒との負担の均衡を考慮したものでございます。

また、昨年10月には、本商工文教委員会委員長から条例の弾力的な運用についての申し出があり、その申し出に沿った方向での見直しを行うことといたしまして、病気に起因する留年を留学と同様の扱いにしたほか、新たに入学した生徒については、当該入学以前についての在学期間を除くなど、可能な限りの運用の見直しを行ったところであります。

一方で、授業料の無償化については、その取り扱いが全国の都道府県においてまちまちとなっており、このことは無償化の対象となった生徒に対する国からの交付金について、留年生等が対象外となっていることが要因であり、国の制度の見直しが必要であると考えております。

本請願については、国の制度上の問題もあり、条例の規定を運用できるかどうかについて、教育委員会だけの判断では困難であると考えております。県としては、国に対し、すべての生徒を交付金の対象とするよう要望しており、すべての生徒が交付金の対象となることで全国的に制度が統一されるものと考えております。今後も引き続き国に対し、すべての生徒を交付金の対象とするよう要望するとともに、今後の見直しについては法律において施行から3年後に見直すとされておりますので、その状況を踏まえ適切に対応していきたいと考えております。

○高橋博之委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○小西和子委員 確認ですけれども、文部科学省から出されている公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の趣旨をもう一度お聞かせください。

○泉予算財務課長 公立高等学校に係る授業料等の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条の趣旨は、生徒の経済的負担の軽減を図り、教育の機会の均等に寄与することを目的にしているというふうにとらえております。

○小西和子委員 文部科学省のほうの法律は、不徴収をベースにしたものですが、岩手県の

場合はいかがでしょうか。

○泉予算財務課長 当県におきましても、原則不徴収というふうを考えてございます。ただし、個人や生徒間の負担の公平の観点から、徴収すべきものは法律の趣旨にのっとりまして徴収することとしておるものでございます。

○小西和子委員 大分違いますね。それでは、お伺いしますけれども、今回の震災によって被災した高校生というのはかなりの数いるというふうに聞いております。住居の全壊、半壊、住居の全焼、半焼、住居の流失、それから保護者の収入がおおむね5割減少した生徒、それを合わせますと被災した生徒数は何人になるのでしょうか、お伺いいたします。

○泉予算財務課長 被災した児童生徒の数ということで、全壊、半壊、全焼、半焼、それから住宅の流失、それから経済的に収入が減少したということでの調べでございしますが、5月31日現在で各県立学校等に問い合わせをしました。県立学校の中では、被災の区分、内訳はありませんが、トータルで2,476名という数字を、各学校からの報告を受けています。ただし、まだこれは5月31日の段階で、避難所に避難している方々もいらっしゃいますし、それから高校に届け出たくても届け出られない、あるいは経済的に収入が減ったということでの各種証明がとれていないという方もございまして、確たる数値はまだ固まっております。

○小西和子委員 ということは、2,500人弱というような数を示されましたけれども、もっとふえる可能性は大であるということでございますね。そして、沿岸だけではなくて、全県に及んでいるというようなことも聞いております。

それでは、昨年度徴収した授業料の総額、もしわかるのであれば全日制、定時制、通信制別の人数もあわせてお伺いいたします。

それから、今年度4月、5月、6月も徴収しているわけですが、その授業料の総額もお聞かせください。

○泉予算財務課長 ただいまの授業料の件でございしますが、今回授業料の無償化の対象となる人数でよろしいでしょうか。卒業した生徒と、それからあと専攻科の生徒もございしますが、それを除きまして、今回の授業料の徴収の対象となっている無償化にならない生徒について申し上げます。昨年度、平成22年度でございしますが、全日制が126万2,000円余、定時制が39万6,000円余、それから通信制が30万7,000円余、これが1年間のそれぞれの課程におきます収入でございします。それから、平成23年度におきましては、これは6月ま

での分でございますが、全日制が11万8,000円余、定時制が10万7,000円余、通信制は14万6,000円余となっております。

○斉藤信委員 先ほどの説明で、都道府県で対応がまちまちだと。すべての生徒を対象にしているところ、そうではないところ、どういう形でまちまちで、それぞれの都道府県数を示していただきたい。

○泉予算財務課長 授業料の不徴収、徴収ということについてでございますが、いろいろな解釈、あるいはいろいろな聞き方ということがございまして、各都道府県間でもいろいろ調査しておりますが、本県で調査しましたのは、授業料等を全員不徴収にしていると、これは条例でも不徴収ですし、あるいは条例に定めない、条例では徴収することにしていても規則を定めず、完全に不徴収扱いとなっているというところ。それから、授業料を徴収するところということで、既卒者及び留年生の両方から取っているというところ、あるいは留年生からだけ取っているところ、あるいは既卒者だけから取っているところということで、取っているのもいろいろと取るパターンがございますので、今回は今の三つに該当するものについて各県に条例と、それから必要な部分については聞き取り調査を行いまして調べた結果、授業料等を全員不徴収としているのが現在22県でございます。これは昨年の調べたものと変わりはありません。それから、既卒者及び留年者から徴収、両方から取っているというのは20県ございます。このうち、昨年山形県では取っていないということでしたが、平成23年度からは規定するというので、19県から1県ふえて20県。それから、留年者から徴収しているのが1県、それから既卒者から徴収しているのは4県、合わせて、何だかんだで徴収しているというところは25県というふうな数字になっております。

○斉藤信委員 22県がすべての生徒を対象にして無償化を実施している。私は、精神はこれだと思います。この制度に受益者負担の原則を持ち込むというのは間違いです。受益者負担の原則で今まで授業料を取って値上げをしてきたのです。これは諸悪の根源なのです。だから、受益者負担の精神もあるから岩手県は取りましたというのであれば、それは全く間違いで、ヨーロッパを見ればすべての生徒の無償化、当たり前なのです。そして、例えば小学校6年生で卒業しなければだめなのかといえば、なっていないのです。その子供が卒業できるときになったら卒業させると。だから、岩手県みたいに高校は3年で卒業しなければ異端者と、この発想が世界の流れと違うのです。その子供にいろんな事情があり、4年かかったら4年かかっていいのではないかと、こういう寛容の精神で教育がやられているのです。3年で卒業しなかったら異端者という、こういう考え方が差別と選別の教育を進めることになるのです。だから、本来なら私はこの請願は賛成だけでも、極めて限定的な請願で、もう既に全国は22県も全員を対象に無償化しているのだから、岩手だって全員無償化にすべきなのです。ちょっとそういうことで、教育長どうですか、22県もすべての生徒を対象にし



で無償化やっている、世界の流れも踏まえて、国にも岩手県要望しているわけでしょう。だから、本来あるべき姿に向かって、要望するだけではなくて岩手県も前に進むということが必要なのではないのでしょうか。

○菅野教育長 齊藤委員おっしゃるとおり、教育についての今回いろんな議論がありました、こういう無償化制度ができた。不徴収制度ができたということだと思います。それは、先ほどうちの課長が申し上げましたとおり、国が一定の仕組みをつくったと、その中で国がつくった制度ですので、当然これは地方財政にも影響を及ぼします。これは、当然地方財政法によって国がつくった制度に基づいて、それぞれの地方が措置を行う場合については、その財源をしっかりと措置しなければならないこととさせていただきます。したがって、国においては今回の授業料不徴収制度に基づいて交付金制度をつくりまして、それに係る費用を地方公共団体に補てんすることといたしております。先ほど私どもの課長が申し上げましたとおり、国におきましては先ほど委員からお話がありましたが、一応現行の私どもの県がとっておる方法によりまして交付金が措置されているというのが実態でございます。前回委員長からの話をいただいて若干運用を見直したところでございますが、それについては国に協議いたしまして交付金の対象としていただけました。ただ、残念ながら留年をされた方等については、いまだ国の対象とされていないということでございます。したがって、今回の不徴収制度といいますのは、国会において種々の議論をいただきながら、教育がどうあるべきかと、その負担についてはどうあるべきかというところで議論がなされ、こういう制度設計がなされたものと承知しております。私どもとしてはやはり一義的には国会での議論を踏まえて制度設計を行うべきであろうと。ただ一方で、子供たちにとってどういう方法が一番いいのかというのは、引き続き国に対して私どもも意見を申し上げていかなければならない。そこで先ほど申し上げましたとおり、すべてのものについて交付金の対象としてくれということを申し上げている段階でございます。

○齊藤信委員 これは、財政の原理か、教育の原理かということなのです。恐らく22県というのは、交付金措置されなかったら都道府県独自に負担しているということになると思います。重大なことは子供の立場に立って考えるということなのです。教育の原理に立って考える。例えば何十名なりが不徴収の対象になった、結果的にこれは差別なのです。あなたは異質なのだ、これ私は本当に教育の原理に反すると思います。4年たっても、5年たっても学んで卒業したい、これが正しい道ではないですか。しかし、4年たったら、あなたは原則から外れるから授業料取りますよと、そういう財政の原理なのか、教育の原理なのかということが根本から問われていると。恐らく県の教育委員会もそれを感じているから国に要望していると思うのです。しかし、国が認めないうちは差別の原理をやりますよというのは、これまた教育の原理ではない、私はそういうふうに思うし、今度の請願の趣旨は、せめて在学期間については再入学の前の期間を換算するということはやめなさいと、入ったと

きからの換算しなさい、これはもっと緩やかなものですから、私はあくまでもこれは教育の原理で、大した負担額ではないのですから、それよりもわずかな生徒をそういう形で差別するやり方はやっぱりやめるべきだと、このことを指摘して私の質問を終わります。

○高橋博之委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋博之委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「採決」と呼ぶ者あり）

○高橋博之委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○高橋博之委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○中平均委員 この際で1件質問させていただきます。

埋蔵文化財の発掘調査の関係でちょっとお聞きしたいのですけれども、通常の埋蔵文化財だと、例えば道路工事、河川工事等のときに埋蔵文化財を発掘して、調査して、保存して、その上に工事に入っていくという工程で工事進められていますけれども、通常時大体どれくらいかかっているものですか。計画ルートが策定されて、もしくはそこから埋蔵文化財があるとわかるわけですね、どこら辺にあるというのがわかった上で入って行って、調査が終わって、埋蔵文化財の規模にもよるのだと思いますが、通常だと大体入って1年なり2年と

かだったと思うのですけれども、そこら辺のところを教えてくださいたいのですが。

○中村文化財・世界遺産課長 今委員からのお話ございましたように、千差万別、さまざまな工事ございますが、基本的に調査の部分に限って申しますと、ルートが確定して、調査に入っていくと決めた時点で、まず2年かけてやっていきます。と申しますのは、本県においては冬場は調査できませんので、夏の期間を中心にやるのですが、事前調査、これは遺跡の中身を確認して、発掘調査が必要かどうかという、試掘調査と申しますけれども、そういったものを事前にやって、その翌年調査が必要であれば本調査に入るというような、最低でも2年はかかるということがございます。入った結果、単年度で終わるところもございましたらば、2年、3年かかるものもある。これは内容次第というような状況でございます。

○中平均委員 了解です。というのは、今回の大震災を受けての、もう聞いていると思うのですが、復興道路と、三陸の八戸、久慈、北縦貫道やっていくときにも当然埋蔵文化財の指定地というのがありますよね。あとは、震災指定受けたところで、計画を組んでいく際、復旧、復興のまち全体の計画を組んでいく際、例えば高台移転であるとか、そういった際に恐らくここには縄文時代のものがあるだろうというのが想定されているというのたくさんあるのですが、でもそこが実際公有地であったりとかの関係もあり、一番いいまちであったりして、そこに高台移転する場合とか、削って宅地造成していかなければならない、埋蔵文化財の発掘に最低でも2年かかるということになると、発掘調査終わってそれからになると、埋蔵文化財の調査はしなければならないのですけれども、その間のどうしても当初予定よりタイムラグがどんどん生じていってしまうという懸念が大分各地域から出てきているのですが、この点に対して対応等どういうふうに考えているかちょっとお伺いしたいのですが。

○中村文化財・世界遺産課長 今御指摘のとおり、各方面からそのような声も私どももいただいているところでございますが、前回の阪神大震災の折も、当然兵庫県だけでは対応できずに全国に調査員の派遣を呼びかけたというような経緯もございました。今回につきましても、ちょうどあす3県の担当者が集まって文化庁と協議をすることになっているのですけれども、今後のそういった調査員の派遣等についてどのような形で進めていくべきかというようなことも協議を始めようとしておりますので、今委員から御指摘ありましたように、住民の皆様には極力迷惑かけない形で進めるような枠組みを今から準備してまいりたいと考えているところでございます。

○中平均委員 ぜひ、最低2年、本当に柳之御所みたいなのが出てくれば、それは当然違ったやり方していかなければならないでしょうし、あとは写真を撮って、あとは埋めて、その上に工事していけばいいというのも多くあるのだと思うのです。その選別から始まって、恐

らくとんでもない数の発掘をしていかなければならないのだろうと。その中で、先日久慈のほうで復興大臣が来て、あと各省庁の話の中でも、個別の案件は個別に相談してくれという話がありました。ただ、その個別の案件というのは、恐らく各自治体にとって一つだけではなくて、その中でどうやっていくか、しかも人数も岩手県内足りないので、今回各都道府県から協力をいただいてやっていこうということだと思っています。予算措置等も今後組んでいくということだと思のですが、その点踏まえても本当にいざやり始めると、恐らく沿岸自治体全部一斉にやっていくのも想定されるという中での、今ある程度準備をしていましたという中で最低2年ですけれども、それを最低でもどれくらいに短縮するという目標を立てていかないと、仮設住宅あと2年、実際は2年より延びるかもしれない、3年になるかもしれないと言われてはいますが、仮設住宅の居住期限といいますか、いつ出るかというのはこれからでしょうが、その段階で次の高台移転で宅地が移るときにきちんと終わっているような、また終わっていなければ、それに合わせた形での今度は仮設住宅の期限を延ばすという言い方は変ですけれども、やっていくようなトータル的な見方をしていきながら、被災されて今仮設住宅に移られた皆さんに対しての安心感を与えていくという施策が必要だと思のです。そういった意味においての調整と、人を集めて発掘をやっていただくこと、あとはこういう状況なのでどうしてもということであれば、そこをさらに他部局にいついながらの県全体としてのスケジュールを組んでいくものに反映させていくようなことをしていかなければならないと思うのですが、その点の方針等を伺って質問を終わります。

○中村文化財・世界遺産課長 全く県教育委員会だけでももちろんだめでございますし、現在も市町村の担当者並びに、例えば復興道路につきましては県土整備部、あるいは国土交通省のほうともいろいろ調整させていただいております、多分横並びということではなく、計画が決まって見えてきた段階から一日でも早く入るような体制をとってまいりたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

○郷右近浩委員 私からは、放射性物質というか、放射能についての影響ということで、本来であればこれは環境生活部のほうの所管ということで十分認識しているわけですが、それらに対する教育委員会としての考え方ということでお聞きしたいと思います。

といたしますのは、私の住んでいます奥州市におきまして、先日、市のほうでさまざまな地域からサンプリング調査をした結果、かなりの数値が出たところもあるといったような結果が出ました。岩手県においても、一関市、奥州市——県南地区がどうしても、そしてこの2市においては岩手においてのホットスポットだなんていうようなことも言われかねないような、そういうふうな形での影響というのは目に見えて出てきているというふうに感じております。

そうした中で、学校施設において、例えばこれからまたさらにどのような調査かをこれから制度としてやっていくということで、奥州市のほうでも小中学校、そしてさらには私立も含めて、そして幼稚園、そうしたところの施設について全部調査するのだといったような考えを公表しておりますけれども、県においては何らかの考え方ないのかということでお聞かせいただきたいと思っております。

○平藤スポーツ健康課総括課長 委員御指摘のとおり、県及び市町村が実施して公表しております放射線についての測定結果を見ますと、盛岡に比べて県南地区が空中放射線量が高い傾向がございます。ただ、文部科学省等が示してございます野外活動の制限の指標、これは毎時 3.8 マイクロシーベルトでございますし、さらに放射線低減策を実施する場合の指標としている毎時 1.0 マイクロシーベルトに基づきますと、人の健康に影響を与えるレベルではないというふうには認識してございます。ただ、児童生徒の安全を確実なものとして、さらに保護者の方々に安心していただくためには、胆江、両磐の市町に所在する学校を抽出いたしまして、空中線量、プールの水、そしてグラウンドの土壌測定を実施いたしました。現在分析中でございますが、その分析結果につきましてはまとも次第公表させていただくという形を考えています。今後も市町村等と連携いたしまして、放射線の推移について継続して注視してまいりたいというふうに考えてございます。

○郷右近浩委員 昨日の一般質問においても、モニタリングポストの増設、そしてさらにはサーベイメーター、そして半導体検出器ということで、県の取り組みとしてそうしたものを発注してあるというような説明がありました。ただ、どうしてもなかなか秋口にしかこれはまだ届かないのかなといったような部分もあり、今奥州市においては山形のほうにサンプルの調査等も依頼を出して送ってやっていただいているというような形でやっております。それで、先月行った奥州市の調査においては、学校の施設の中でとったサンプルからは、それほど高い——どこが高いか低いかというのはさまざまな見方によっていろいろ違うわけでございますけれども——数値が出なかったのですけれども、公園の——例えば大規模な体育館の屋根から落ちてきた雨がたまるような場所、そうしたところが非常に高い数値が出てきていると。そこにおいては、今回はロープを張って立ち入りを禁止するといったような、そうした措置でまずは行うということでもあります。いつになったら全く消えるのかと、雨降ったら一回除去してもまたなるのではないかなんていう、そんな話ではなく、きちんとどこかの段階で常に取り除いていくような考え方をしなければいけないと思っておりますし、またさらに学校施設の場合は、そうしたロープを張って、ちょっとまず様子を見ておこうなんというふうな形にはならないのかなというふうに感じております。そうしたことにおきましても、やはり何とか調査のほう、ぜひ環境生活部と例えばそれぞれの市町村、そしてまたさらにはその中の学校施設という面においては、もちろん教育委員会のほうでも一緒にな

ってそうした目が届くような、そしてすぐに例えば数値によっては国のほうでもすぐ土を入れかえるどうのこうのという手はずを整えているはずだったと思いますので、そうしたことに対応できるような、そうしたことをぜひ指導していただければなと思いますので、ぜひそこら辺についてのお考えをお聞きして終わりたいと思います。

○平藤スポーツ健康課総括課長 御心配のとおりだと思いますので、こちらのほうで6カ所今調べておりますが、それも継続しながら、さらに対象をふやしていきながらやっていきたいというふうに考えております。ただ、教育委員会単体ではなかなか動ける部分でもございませんので、知事部局あるいは市町村と連携を図りながらということでやらせていただきたいと思います。

○高橋但馬委員 私は、今回行われました高校の基礎力確認調査についてお伺いしたいと思います。去年の4月と、ことしの5月に基礎力確認調査というのが行われたのですけれども、まず2年生では去年の問題に手を加えた形で出されていますが、1年生に関しては同じ問題を使用しているということでした。どのような意図でこのような形で出題をしているのかお聞かせください。

○高橋高校教育課長 基礎力確認調査での同一問題での実施についてでございますけれども、最初に基礎力確認調査についてちょっとお話しさせていただきたいというふうに思います。基礎力確認調査は、高校生の基礎学力を把握するために昨年度から実施し、今年度で2年目でございます。進学する生徒だけでなく、就職する生徒等、県の全体的な学力の向上が必要であると考えまして、すべての高校で実施しております。調査内容は、基礎学力定着状況と日ごろの生活状況、意識調査でございます。この調査は、あくまで生徒の基礎学力や日常生活を知る上での調査であり、生徒を評価する試験——いわゆるテストではございません。この調査結果を踏まえて、今後どのように一人一人の生徒の基礎学力を向上させていくか、どのように指導していくべきかを教師が考えるための調査でございます。各地においても研究協議を開催し、先生方が一つ一つの問題を解きながら研究してまいります。

そこで、高橋委員の御質問にありました同一問題でございますけれども、調査問題は各教科とも基本かつ重要な問題を選択しております。基礎学力において各高校ごとにどのような傾向の生徒が毎年入学してくるのかを調査し、その研究データを数年蓄積して適切な指導も確立したいものと考えておりましたことから、1年生は昨年と同一問題にし、2年生は今年度は多少問題に手を加えましたが、ほぼ同一問題で実施いたしました。

○高橋但馬委員 以前ちょっとお話を聞いたときに、問題用紙の回収というのは調査であるということやっていないというお話を伺いました。私が考える部分なのですが、

一般的な調査によるものと試験による調査というのはちょっと私は別のものだと考えておりまして、例えばクレペリン検査、そういう適性検査のようなものであれば、実際に事前にその問題があったとしても、それをやって数値は多分変わってくると思うのですけれども、例えば問題を回収して、その方、一つ下に弟でも妹でもいた場合、実際同じ問題が出るというのがわかっていて、それが調査というのが生徒たちがわかっていたとしても、これというのは試験と同じ問題が出題されるわけですから、やっぱり自分としては解きたいという感覚になると私は思うのです。そういう生徒が全部ではないにしろいた場合、それから出されるデータに影響があると思うのですけれども、それについてはどういう対応を考えておられますか。

○高橋高校教育課長 まず最初に、回収についてであります。問題を解いた後に各校に解説をお願いしてあります。復習と定着の意味から解き方を説明して回収しております。この調査で、正直な今の実力を教師は知りたいということを生徒にも伝えてありますし、先生方にも当然そういう趣旨でやるということでございます。健康診断と同じような形で、ごまかしても自分の役には立たないというようなこと、意味がないというようなことを事前に説明してありますが、ただいま委員御指摘のとおり、確かに目の前にテストがあって回答するとなれば、何とかいい点数をとりたいというようなことにもなりかねないというふうなこともあろうかと思っておりますので、今後生徒並びに保護者に対しても調査の趣旨を徹底してまいりたいというふうに思っております。

○高橋但馬委員 ありがとうございます。本県の高校生の学力というのは、平成21年度の大学入試の試験の自己採点の集計で、大半の科目が全国平均を下回ると、そういう結果が出ております。まず、今回の基礎力確認調査を踏まえて、今後この調査を続けていくことでどのように生徒たちの学力をアップさせるためにやっていくのか、御意見を聞いて終わりにしたいと思います。

○高橋高校教育課長 先ほどお話ししましたように、進学の実験等は全国探せばかなり多数あるのですけれども、この基礎力調査は本県だけの調査でございます。この調査をした理由となりますのは、やはり進学だけではなく、就職に対しても基礎力がかなり欠けているということもあまして、ぜひそういう基礎力を向上させて進学だけではなく、就職等についても力をつけて世に送り出していきたいというふうに思っております。

○小西和子委員 それでは、まず最初に被災地の学校の環境についてお伺いいたします。

今被災地の学校、この暑さの中、窓を閉め切って授業をしている現状です。なぜならば、ハエとか蚊が大量発生していること、それから腐敗臭がかなりひどい。それと、あとは瓦れ

き撤去の重機の音等で聞こえないとかといったこともあるようです。そこで、教育環境の整備としてどのようなことを考えているか。網戸のあるところもあるようですが、網戸のないところがほとんどだと思えます。そういうことと、学校付近の瓦れき撤去の見通しというのは立っているのかどうか。まず、環境についてはそのことです。お願いします。

○小倉学校施設課長 学校の環境の部分でございますけれども、沿岸地域の学校のほうに聞き取りという形で調査をさせていただきましたが、委員御指摘のとおり、腐敗臭等でありますとか、ハエ等、あるいは粉じんということで、窓を閉めなければ授業ができないというケースもあるというふうに聞いているところでございます。ただ、それが常態化しているかどうかというところまでの確認はしておりませんが、気温でありますとか、そういった天候等に影響されているようではございますが、私どもとしましてはどのような対策が考えられるかということで学校からも聞き取りをするのですが、一番いいのはエアコンをつけたりというようなことはあるかと思うのですが、時期的な問題で、あるいは予算的な部分でなかなか厳しいという状況で、今扇風機等の設置ができないかということで考えておりますけれども、なかなかちょっと入荷のほうも厳しいような状況であります。いずれ我慢してくれというわけにはいかない部分もありますので、学校のほうの意見等も聞きながら、できるだけ環境改善に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

○小西和子委員 エアコンは物がある、ないとかといったことがあります。扇風機は生ぬるい空気がただ回るだけで、余り効果がないといったことも現場からは上がってきていました。空気清浄機もいいのではないかなということも言われておりましたので、改善をよろしくお願いいたします。

次に、安全についてですけれども、スクールバスの登下校の課題をどのようにとらえているのか。高校生はバス代行によって通学しているわけですが、バス停から自宅まで帰るのに街灯がなくなったりということがありますし、宮古工業高校が夏休み明けには被災したところでまた授業再開と、それはやむを得ないというか、実習ということもあるのでそうするのだと思いますけれども、そこも全く街灯がないといったところで心配の声が聞こえております。子供の安全をどのように確保するのかというところをお聞かせください。

○上田高校改革課長 スクールバスということではございますが、恐らく御趣旨からしますと、スクールバスの公共交通機関を使っている場合も含めての御質問かと存じます。課題はどうかということでございますが、委員御指摘のとおり、特に大きな被害を受けた地域では通常の市街地以外のところで、例えば仮設住宅等の整備が進んでおまして、そういったことで通常のバス停から遠いところに居住している方々、あるいはそこから通学している高校生が多々ございます。また一方で、そういった被害を受けたところでございますと、



街灯等が被害を受けた関係でなかなか整備が進まない、そういった状況があるやには聞いております。これからでございますけれども、まず当面は各学校のほうにお願いはしておりますが、特に女子生徒等が多くいるような学校につきましては、これから日も短くなってまいりますので、ぜひ登下校に関しては安全に配慮、例えば警報音が出るようなものを持っていただく、あるいは何かの事由で遅くなる際には親御さんのほうにいろいろと御配慮をいただいたり、そういったお願いもしているところでございます。根本的なお話といたしましては、街灯を整備するということが安全にとっては非常に大きなことだと思っております。ただ、多くの場合には市町村道へ設置されている街灯が多々ございますので、各市町村ではかなり多くの街灯設置の要望が来ているというふう聞いておりますので、それから優先順位もでございます。例えば高校もございまして、小中学校もございまして。そういったことを勘案しながら、各市町村でも努力をしているというふうには聞いているところでございます。

最後でございますが、宮古工業高校のことを例にお話ございましたけれども、御相談なりがやはりございました。確かに宮古工業高校自身が津波の被害を直接受けました。周りの状況もかなり他の高校に比べますと、特に街灯については未整備な状況でございます。宮古市のほうにお願いするのは非常に多々ございますけれども、私どものほうで、宮古の広域振興局があるのですけれども、そちらのほうにお話をさせていただきまして、振興局からも働きかけをお願いいたしまして、市役所のほうにいろいろ改善について御検討いただきたいということでお願いをしているものでございます。

○小西和子委員 何か起きてからでは手おくれになりますので、ぜひ最善を尽くしていただきたいと思っております。

次に、子供の心のケアでございますけれども、心のケアの実施期間というのは6月中旬で一たん終わっているのでしょうか、今の現状のことですけれども。今後の心のケアの計画についてはどのようにされているのでしょうか。子供もそうですけれども、一般質問のときも言わせてもらいましたけれども、教職員とか保護者もかなり追い詰められた感じになっておりますので、そちらもあわせてお聞きします。

○田村生徒指導担当課長 委員御指摘のありました児童生徒の心のケアの関係からお話をさせていただきたいと思っております。昨今県外の臨床心理士の方々、30都道府県、3大学から毎週58名、6週間、6月の中旬までお願いしたところでございます。現在は六つの市町村、沿岸部の宮古市から陸前高田市までですが、週2回、臨床心理士の方、県内の方を今お願いしてございますが、実態としてなかなか週2回が埋まらない状況にもございます。あわせて三つの地区、宮古、釜石、大船渡の拠点の高校、――宮古は宮古水産高校と山田高校、釜石地区は大槌高校と釜石高校、大船渡は大船渡高校と高田高校に週2回ずつ臨床心理士の方

を今派遣しておりますし、何とか週2回は行けるようにということで続けてお願いを、県の臨床心理士会等をお願いをしている状況であります。

今後の計画につきましては、これを1学期間続けてまいりたいと。夏休み中に再度県内の12回ですね、沿岸部5カ所で6回、内陸部も6カ所で6回、先生方を対象とした2学期以降の、委員先ほど御指摘のありましたように、PTSD、トラウマの関係とかこれからまきに出てくると言われておりますので、その対応について教職員を対象とした研修会を実施する予定としてございます。あわせて2学期以降は、県内の臨床心理士の先生方の状況がなかなか難しい状況も踏まえて、再度県外の臨床心理士の方を、多数ではありませんが、3月末までフリーに動ける方を数名お願いすることとして、全国の臨床心理士会並びに文部科学省のほうに要請をしているところでございます。詳細の状況が今後確定してきた段階でまた情報提供させていただきたいというふうに考えております。児童生徒に関しては以上でございます。

○佐藤参事兼教職員課総括課長 教職員の心のケアについてでございますけれども、初期対応といたしまして、3月24日から当課の保健師が沿岸部の被災の大きい学校など順次訪問してきておりまして、6月末現在、延べ43校155名の教職員と面談をして、相談を実施したところでございます。その結果、体の面では血圧測定やそういったことをやっておりますし、ストレスの部分ではストレス対策の助言ですとか、相談機関、医療機関の紹介などを実施してきているところでございます。今後におきましても、児童生徒の心のケアのチームとの連携を図りながら、また県外の保健師、臨床心理士の応援も今要請しているところでございまして、これから夏休みに入りますので、そういった時間をとれるところを利用して、巡回健康相談を行っていきたいというふうに考えておりますし、あと健康診断のときにメンタルヘルスチェックをいたしました。その結果に基づいたセルフチェック事後相談、そういったものも専門機関と協力しながら実施していくというふうな対応をとることとしていくところでございます。

○小西和子委員 ぜひ継続して臨床心理士の応援、マンパワーだと思うのです、これは。ぜひ大勢来ていただけるように働きかけていただきたいと思います。これからが大変ではないかなというふうに思います。阪神・淡路のときもそうだったというふうに聞いておりますので。

では、最後ですけれども、先ほど郷右近委員からも話がありましたけれども、放射能の状況についてですが、一関市や奥州市のほうに放射能雲が通過したというような、そのような報道もありまして、非常に心配しているところでございます。私も盛岡の学校を訪問したときに、校長先生のほうからいろんなことを聞かされました。保護者の中で放射線量測定器を

持ってきてそちこち調べたとか、あとはこんなときにプール学習をするのかとか抗議の電話が来たとか、運動会なんかもそうだったというようなことで、教職員もそうですけれども、保護者の方がかなり心配して不安に思っております。そこで、先ほどのお話もありましたけれども、県内の小中学校の土壌汚染についてどうなっているのか、まだ結果が出ていないのであれば後日お知らせいただきたいと思ひますし、雨どいの下とか、あとは枯れ草などの堆積物のあるところというのが高いというようにも聞いておりますので、県内で測定した場所があれば、それもお知らせ願ひたいと思ひます。各地域の放射能の状況については、どの程度把握しているのでしょうか。もしも放射能の影響が出た場合は、県教育委員会として県立学校、市町村立学校に対してどのような手だてで指示、連絡をするのか。あとは、文部科学省からの指示はどのような形で届くようになっているのかお伺ひいたします。

○平藤スポーツ健康課総括課長 放射線に関してですが、土壌については現在調査中でございまして、一番分析結果の時間がかかるということで、かなり後にならないと出てまいりませんので、今持ち合わせているデータはございません。

委員御指摘のとおり、雨どいの下、あるいは堆積物の積もっているところということですが、これは奥州市が調べたところで水沢体育館の雨どいの集水ますには1.80マイクロシーベルト毎時というデータがホームページで公表されてございます。これは、比較的高いほうではありますが、先ほど申し上げました3.8マイクロシーベルト毎時が屋外制限の制限値というふうに国のほうから示されてございますので、そのレベルにはまだ達していないということで、注意深く観察していく必要はあるかと思ひますが、そういうレベルでございまして。

プールにつきましては、県下あちらこちらで、奥州市などでも調べておりますが、現在のところヨウ素、セシウムともに不検出というデータが出てございます。ほとんど水道水を用いておりますので、水道水のモニタリングの結果から不検出が推測されるというところがございます。また、運動会につきましても、運動制限がかからないレベルの放射線量しか今県内では出ておりませんので、安全であるということでございます。先ほど御父兄の方々からのお声がということなのですけれどもけれども、文部科学省などでは保護者の皆様へとかというチラシなどをつくっておりますので、これを活用していただきたいというふうに今後周知していきたいと思ひます。

それから、手だてについてでございますが、もしも線量が文部科学省あるいは厚生労働省が示している値を超えた場合ということになるかと思ひますが、いずれ3.8マイクロシーベルト毎時を超えたときは屋外活動の制限が福島と同様にかかるものというふうに認識してございます。3.8という数字になります。

それから、線量の低減策というのは今国のほうから出されておまして、毎時1マイクロシーベルトを超える線量が出た校庭につきましては、土壌を上下入れかえるとか、上のものを下に入れるとかという形で線量を低減していくということをとって、線量の低減を図っていくという例としてございます。

それから、国からの指示につきましてですが、国からの指示は基本的に福島に対して発せられておまして、それをこの部分については岩手県あるいは近隣県で流用といいますか、同じような考え方で動いていいよというような通知も追いかけて来ているような状況でございます。3.8、1.0 というようなところで今動いているという状況でございます。

○斉藤信委員 まず、大震災、津波対策をお聞きします。この間特別委員会で、大船渡市、陸前高田市に行きました。学校関係者から、県立高田高校については新入生が地元で卒業できるように3年以内に整備してほしいと、これは切実な要望で、私も全くそうだと思いますが、さまざまな要件、それはあるのですけれども、県の教育委員会としては3年以内に県立高校の整備を目指すと、そういう方向で関係市町村と協議をすべきではないか。もう一つは、県内24校で学校施設が使えずに他施設、他の学校で2校、3校と一緒に体育館を間仕切りして、仕切って授業しているという状況になっています。大槌町では仮設の学校を二転三転しながら整備するということもありましたが、学校が使えない24校についてどういう、仮設校舎が何校予定されているのか、その他はいつまでにどうそういうことが改善されようとしているのか、今の状況についてお知らせいただきたい。

○上田高校改革課長 高田高校についてのこれからの整備に関しての御質問でございます。

高田高校につきましては、今回の大震災、津波でほぼ全施設が使えない状態となっております。そういうことでは、現在市で復興計画等のビジョンを検討中と聞いておまして、その中で新しいまちづくり、そこで例えば教育なり文教、そういったエリアをどこにするかといったような検討もされるというふうにお伺いをしています。その中で、高田高校——市の計画の中でも非常に大きな柱でございますし、防災機能等も持たせるというようなことも考えますと、そういった位置関係につきましては陸前高田市のほうで今十分に慎重な検討が行われているだろうというふうに考えております。私ども整備を考えるに当たりましては、このような市のお考えを尊重いたしまして、御相談を進めながら整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

委員から3年という御指摘がございました。これは、これから用地等についてのお話し合いさせていただくことになろうかと思いますが、土地用地規制の関係、あるいは権利関係

等々がございますと、それによって整備についてはどのぐらいかかるかというのがちょっとそれで変動してまいろうかというふうに考えられます。県教育委員会といたしましても、できる限り早く整備をさせていただきたいというふうに考えておりました、今後とも陸前高田市と連携しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えています。

○小倉学校施設課長 市町村の応急仮設校舎の関係でございますが、私どもにお話が来ているのは2市町でございます。一つは大槌町でございます、5校を対象に応急仮設校舎を整備したいというお話がございますし、もう一つは釜石市でございますが、4校について仮設校舎を整備したいということでお話があるところでございます。整備時期の関係等もございまして、早急に整備をしたいというようなこともございまして、文部科学省のほうに事前着工届を出しているところでございます。本復旧の関係でございますが、これは各市町村のほうで検討しているというふうに私どもとしては理解をしております、用地の関係でありますとか、どういう形でやるのがいいのかどうか、まちづくりとの関係の中で検討も必要であろうというふうには考えておりますが、いずれにいたしましても環境整備という意味では早く進める必要がございますので、必要に応じて国のほうとも相談をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○斉藤信委員 高田高校の場合には、スクールバスが大型8台、マイクロ1台、これ毎日、そして帰りはまた時間差でクラブ活動その他でやっていると。これが3年も4年も続くということになったら、本当に大変なことなので、いろんな諸条件がありますから、県の教育委員会の思惑だけでももちろんいけないのだけれども、ぜひ今課長が話したようにできるだけ早く、やっぱり地元で学べるように、そしてできればことし入った新入生が卒業できるようなそういう努力をぜひやっていただきたい。

それで、陸前高田市長からも強く要望されたのは、津波の被害ですから現在地に基本的にはつくれない、仮設の場合もそうなのですけれども。そうすると、用地確保の補助がないというのです。いわば今の災害復旧というのは、原状復旧ですから、同じ場所に復旧することが前提で建物の補助があると。新しい用地のときには、土地確保の建物についても補助の規定はないのだと。これは県立病院の場合もそうなのですけれども、仮設の場合もそうなのか。これも早く津波災害についての特例といいますか、新しい用地を確保して新しく建設するときにも、きちんと今まで以上の補助を実現しなくてはならないと思いますが、それはどうなっているのでしょうか。

○小倉学校施設課長 応急仮設校舎、あるいは本復旧に伴う用地の購入に対しての補助の関係でございますが、委員御指摘のとおり、国庫補助の対象にはなってございません。

(斉藤信委員「仮設も」と呼ぶ)

○小倉学校施設課長 仮設についても、用地購入費は対象になっておりませんが、リース料という形で国庫補助の対象になってございます。

なお、この件につきましては、用地費を国庫補助の対象とするよう国に対しても私ども機会をとらえて、機会あるごとに要望させていただいております。

○斉藤信委員 こういうのは津波被害で当たり前で、その他の公共施設、庁舎もそうなのです。ぜひこういうものはすぐに民主党にやっていただきたい。

それで、学校の環境改善にもかかわるのですけれども、震災遺児が 382 人、震災孤児が 88 人と、この中には就学前の子供も入っていると思いますけれども、そのほかに家族や友達やいろんな多くの人たちを失ったという子供たちが多いわけで、心のケアというのは私は本当に大切だと思います。特に震災遺児、震災孤児に対する対応というのでどういう対応が今されているか。

それと、今度の津波で学校の再開がおくれましたね。それで、夏休みを短くするなんていう話もありますよね。ここの状況はどうなっているのか。先ほどエアコンの話も出ましたけれども、もしこの猛暑の中で夏休みが短くなるということになれば、大変なことだと思うのです。だから、こういうときには被災地の学校には思い切ってエアコン設備するぐらいの措置が本当に子供たちを思いやる具体的なあらわれだと思うけれども、いかがでしょうか。

○多田義務教育課長 孤児、それから遺児についての状況でございますが、保健福祉部児童家庭課と一緒に今調査を進めながら、6月24日現在の数についてのお話をいたします。被災孤児の小学生は40名、中学生が29名、高校生が12名、それから遺児——両親のいずれか死亡または行方不明ということで、小学生が178名、中学生が109名、高校生が32名という県での数になっております。それぞれ孤児についてはいずれも親戚、祖父母や、それからおじ、おば、それから別れたお父さんとかそういったところに身を寄せておまして、養護施設が1名ございます。ということで、どの子もそれぞれ親権者あるいは養育ということの環境の中でスタートしているところになります。

○高橋教育次長兼教育企画室長 今回の大災害によりまして孤児になられた子供、それから遺児になられた子供、相当多くの子供がいらっしゃるということで、その子供たちにどういったケアをしていくかと、これは極めて大事だというふうに考えております。その内容といたしましては、一つには経済的な支援をどうするかというようなこともございますでしょ

うし、それから心のケアの問題もございます。それから、あとは法的に後見人をどうするかというような法的な面での支援ということも、これも県教育委員会もそのとおりでございますけれども、関係部局と連携しながらさまざまな面から支援をしていくということが大事だというように考えています。

それで、さまざまございますけれども、まず経済的な支援という点でいきますと、先般の臨時議会でいわて子ども希望基金、——この設置について議会の賛同をいただきましたので、その基金を設置しているということでございます。それで、具体的にその基金を活用いたしまして、まずもって優先的には孤児の子供に対しまして息の長い支援をしていくと。これは、小学校から可能であれば大学を卒業するまで、大学に行きたいというような、息の長い支援ができないかというようなことで、現在具体的な内容を検討させていただいておりました、できれば9月定例会に関係予算を議会のほうに提案させていただきたいというように考えております。

それからあと、むしろ遺児の方々も経済的な面では相当大変だと。孤児の場合にはいろいろな支援制度あるけれども、遺児は……というような、一方、そういうお話もございまして、その基金で御協力いただく額はどれだけになるかということもございまして、その辺の状況等を含めまして、遺児に対する支援についても検討はしていきたいというように考えております。

あとは、心の問題でございます。大きな面については、専門家を含めて個別具体的な相談体制をしいていきたいというふうに考えておるところでございます。

それからあとは、学校のエアコン等の整備について、先ほど扇風機という話申し上げましたけれども、学校のほうからなかなか大変だと、ただせめて扇風機でもというような話もございまして、そういう要望も強いということでございます。それで、エアコンの整備につきましては、今のこういう状況でなかなか備品の調達難しいという面、あとは財政的な面もございます。斉藤委員からの貴重な御意見としてお伺いさせていただきます。

○斉藤信委員 県には義援金とは別に寄附金なんかもあるわけだから、被災地の学校にエアコンをつける、だれも反対しないと思いますよ。そういうことも含めて、そして恐らく夏休み期間は短くなって、この猛暑の中で体育館を仕切りながら勉強するいろんな悪条件の中で、せめてそういう手だてだけはぜひ考えて、聞きおくではなくて考える、これをしていただきたいと思います。

最後、私も放射能汚染問題についてお聞きをしたいと思います。実は、文部科学省の基準

がダブルスタンダードなのです。20 ミリシーベルトの基準だといって、1 ミリシーベルト以内を目指すのだと。子供たちには1 ミリシーベルト以内を目指す、当たり前なのです。1 ミリシーベルト以内ということになると、毎時で0.19 マイクロシーベルトなはずです。そうすると、奥州も一関も全部オーバーしてしまうのです。一関の運動公園は0.47 になりましたし、奥州は、先ほど郷右近委員も指摘したように、水沢体育館の雨どいのところは1.8 です。水沢総合体育館の雨どいのところは1.15、前沢保育所ですから福祉の関係ですが、園舎の軒下は1.79、衣川中学校体育館軒下2.41、南股地区センター、これはちょっと違うと思いますけれども、これはグラウンドあるのですけれども、施設の軒下3.06 です。そうすると、1 ミリシーベルトを超えてしまうのです。私は、かなりシビアな状況だと思いますよ。一関は繰り返しやっけていまして、7月5日に行った放射線量調査では、千厩中学校は地表から50センチで0.40 です。そうすると、完全に1 ミリシーベルトを超えてしまうのです。私は、そういう意味では、父母の方々が心配するのは当たり前だと。本当にそういう意味では、子供たちの安全、そして父母の安心感を確立するためには、県の教育委員会が責任を持って全校の校庭、プールをやらなければだめですよ。六つぐらいでお茶濁しているようではだめですよ。奥州市とか一関市とか北上市、盛岡市は10 キロメッシュで全部やると言っているけれども、やっぱりこういう時期に早く手を打つということが大事なのです。早く。新たな爆発でもなければ、放射線量というのは基本的に高くないのです。ただ、福島原発どうなっているかわかりませんよ。今も漏れ続けているということもありますから単純ではないのだけれども、一回放出したものが雨によって落ちてくる、そのまま放置されている、そういうことになっているので、ぜひこういう一関、奥州の独自の調査結果を見たら、県の教育委員会が責任を持ってこれは調査して、実態を明らかにし、安全だというところは安全というふうにやらないと、これは本当に心配が解消されないと思いますが、いかがですか。

○平藤スポーツ健康課総括課長 まず、ダブルスタンダードというところからですが、一番初めに事故収束後の望ましい放射線量ということで文部科学省では年間1 から20 ミリシーベルトというものを出しました。その後、それでは高過ぎるのではないかとということで、文部科学省は目指すところを年間1 ミリシーベルト以下にしたいということで、もう一度新しい数値を出してきております。このことがこちらのほうの説明が足りないのか、御理解いただけていないところもございしますが、とりあえず20 ミリ以下、1 ミリの間で抑えましょうと、さらに学校においては1 ミリに抑えましょうということでございます。

そして、先ほど委員御指摘のありました0.19 マイクロ毎時の件でございますが、これにつきましては計算の方法が8時間グラウンドに立っていて、それから残りの16時間、これを室内にいるというふうに換算して、室内を外の0.4 倍の放射線量というふうに換算いたしまして、非常に高い見積もりで出てきている数値でございます。そういうこともありまして、0.1 何ぼとか0.2 何ぼとかという数値のところが出てきて非常に心配ではあります。た



だ、そのところにつきましても、目指すところには届いておりませんが、頑張っていかなければならない数値ではあります。

それから、全学校のグラウンドということになりますが、現在でも実は環境生活部のほうで補正をかけておまして、測定器具の購入についてということで図っておるところですけども、なかなか物品が調達できないというところでございまして、したがってできるだけ多くの学校を測定、チェックをしながら、市町村と連携しながらやっていくのが当面できる中の対策であろうというふうに考えてございます。

軒下につきましては、どうしても放射線量が高くなるというような傾向がございます。国のほうで測定する場合には、グラウンドの四隅、それから中央、これの平均をとりなさいというような形で何ミリシーベルトという数値を出すようになってございますので、そこら辺のところをこちらのほうでも勘案して測定しているところでございます。

いずれにしても、測定地点につきましてはできるだけ多くということで、結果についてもできるだけ早く公表していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

○斉藤信委員 教育長にお聞きしたい。3.8 マイクロシーベルトというのは、20 ミリシーベルトの基準で出たものなのです。いいですか、20 ミリシーベルトですよ。この基準を設定したときに小佐古さんという参与ですか、涙を流して、専門家としてこんなことは許されないのだと、子供たちに 20 ミリシーベルトなんて絶対許されないと辞任したわけでしょう。それからですよ、1 ミリシーベルトを目指すとなったのは。しかし、基準は3.8で20 ミリシーベルトの基準でやっているのです。だから、単純に言ってしまいますと、1 ミリシーベルトを目指すというのだったら、せめて0.19 マイクロシーベルトでやらないとだめなのですよ。そういう基準を文部科学省が決めないから、千葉県野田市は独自に決めたのです、1 ミリシーベルト以下、毎時0.19 マイクロシーベルトを目指す。文部科学省が決めないから市町村独自に決めてやっているのです。文部科学省は全くそれでは無責任。とんでもない20 ミリシーベルト以内なんていうことを子供たちに岩手県としては押しつけるべきではないと。1 ミリシーベルト以下ということであれば、さっきも紹介したけれども、奥州にしても一関にしても超えるわけです。大幅に超えますよ。だから、そういう意味では、全く説得力のない文部科学省のダブルスタンダードでやるのではなくて、やっぱり1 ミリシーベルトを目指すというのであれば、そこで岩手県は必要な調査をすべきではないかと。校庭で1 マイクロシーベルトだったら土壌入れかえというのでしょうか。これは、対象になるところ出てくるかもしれませんよ。そういうことも含めて徹底した、これは早い時期の調査が必要なのです。基本的にはどんどん、どんどん半減期があるから減っていくはずなのです。だから、

今が一番大事なのです、率直に言うと。だから、そういう意味で、遅まきなが6カ所がやると、しかし遅まきで6カ所程度では県の教育委員会は本気かとならないのではないのでしょうか。教育長、これは本当に子供の安全にかかわる、そして父母の安心感にかかわる大事な問題で、教育委員会の姿勢問われているのではないかと思うけれども、徹底した調査と安全対策をとるべきだと思いますが、いかがですか。

○菅野教育長 今斉藤委員から御指摘ありました。いろいろ国において辞任ですとかいろんな経緯があったということは承知してございます。ただ、一方で放射線の許容範囲についてはいろんな専門家の御意見も出ております。したがって、県レベルでこのレベルが危険か、このレベルが危険ではないかというのを独自に判断し、それをするというのはなかなか県レベルの知見では非常に難しいと思っております。したがって、私どもとしても文部科学省に対して、県といたしまして住民の方々に本当に安心してもらえるような基準を示すこと、また国の責任において原子力行政——国の専管事項としての国が責任を負っている事項でございますので、したがって国の責任においてそういう国民、県民が安心感を持てるような調査を責任を持って行うこと等について強く申し入れをしているところでございます。

また、先ほど課長申し上げましたとおり、現状におきましては、やはり極力市町村と一緒にしながらいろんな調査を行い、ただ残念ながら現状なかなか制約もございます。機器の制約もある。公的な調査を行える機関もなかなか福島の調査にほとんど大学がとられておりまして、そういった詳細な調査を行える機関がなかなか公的なものとしてはないという制約もあります。そういった中で市町村と一緒にしながら、まだ県の他の部局と一緒にあって、どこまでやれる範囲で調査を行って、そのデータを速やかに県民の皆様に公表させていただき、それについて正しい情報を持っていただくということにまずは私どもとして全力を挙げてまいりたいと思っております。

○斉藤信委員 私が言っているのは、文部科学省はダブルスタンダードで無責任だと。しかし、1ミリシーベルトを目指すと言っているのです。だから、岩手県はこの1ミリシーベルトを目指して、それを超えるようなデータが出ているわけだから、だったら徹底して調査するのが当たり前ではないかと。1ミリシーベルトを超えますよ、奥州とか一関は。そういうところが出ていますよ、既に。だから、そういう状況の中では、やっぱり全県的に県教育委員会が責任を持って早く調査して公表すべきでないかということをやっているのです。最終的には国の責任だけれども、国がさっぱりやる気がない。そして、原発の対応でさえ後手後手で、福島自身でさえ避難の指示もあいまいです。だから、そんな国の対応を待っていたら、岩手の子供たちの安全を守れないし、私は一番今守るべきは子供だと思います。既に牧草地は基準値を超えて出ているのだから、県南、沿岸、滝沢まで。そういう中で、やっぱり

何よりも守るべき子供の安全ということで、学校の放射線の測定というのは県の教育委員会が責任を持ってやるべきではないかと。最後にもう一回聞いて終わります。

○菅野教育長 先ほど申し上げましたが、やはり極力できる限り市町村と、それから県の関係部と一緒にあって、より多数のところでは調査を行い、その結果を速やかに公表させていただくということが非常に重要だろうと思ってございまして、したがってそういったことで私どもも努力をさせていただきたいと思っております。

○高橋博之委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 なければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

総務部関係の議案の審査がありますが、3時15分まで休憩とさせていただきたいと思っております。

(休憩)

(再開)

○高橋博之委員長 再開します。次に、総務部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成23年度岩手県一般会計補正予算(第4号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち総務部関係を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○小原副部長兼総務室長 総務部関係の議案について御説明申し上げます。

お手元の議案(その1)の4ページをお開き願います。10款教育費のうち、9項私立学校費の2,000万円の増額が総務部関係の補正予算になります。

詳細につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の35ページをお開き願います。10款教育費、9項私立学校費、1目私立学校費の補正予算額2,000万円ではありますが、これは私立学校運営費補助について、私立幼稚園が行います特色ある幼児教育の充実を図る授業への補助を行うことに伴いまして、所要の

補正をしようとするものであります。以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいませようお願い申し上げます。

○高橋博之委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋博之委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋博之委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高橋博之委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって総務部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○斉藤信委員 簡潔に。震災関係の一つは県立大学における被災学生の状況、これがどうなっているか。

それと、被災した学生に対する授業料免除等の対策はどうなっているか。この間、経済危機のもとで授業料免除枠が広がって、全額免除がなくなりましたから、今度の被災に当たっては全額免除ということも当然実施するべきだと思いますが、どうなっているのでしょうか。

あと、私立高校における被災生徒の状況。

そして、さっきの予算にもありました幼稚園は、沿岸における被災の幼稚園の状況と、あと被災後入園児がかなり減っているところもあるのではないかと思います。そうした被災した幼稚園の運営維持の状況を示していただきたい。

○清水総務室管理課長 私のほうから、県立大学の人的被害について御報告申し上げます。人的被害でございますが、宮古短期大学の2名が津波により行方不明となっております。2名とも当時2年生の生徒でございました。帰省先等において被災したものでございます。

2点目の被災者への授業料免除等の状況でございますが、被災した学生に対する入学金及び授業料の全額免除を実施いたしております。これは、滝沢キャンパスの県立大学、それから盛岡短期大学、宮古キャンパスすべてにおいて実施しております。現在145名の申請を受け付けており、今年度約8,000万円の免除が見込まれておるものであります。なお、授業料免除につきましては、来年度の前期分まで、また来年度入学金も含めて、被災した全壊、半壊等の、あるいは保護者における収入の著しい減少が見られる学生に対して、入学金、授業料の全額免除を予定しているものでございます。

○鈴木私学・情報公開課長 まず、私立高等学校の状況でございますけれども、13校あるうちで人的被害はございませんでした。建物等の被害につきましては、10の学校で大体8,000万円くらいの被害を受けているという状況でございます。

次に、幼稚園の状況でございますけれども、入園児が減っているのではないかということでございますが、確かに内陸のほうに避難してきている方ですとか、あるいは今仮設のほうにいて、通うのが不便なので取りやめている方、あるいは今検討中の方とさまざまな状況でございまして、それで運営費補助も関係してくるわけなのですけれども、通常ですと5月1日の時点での園児の数で運営費の補助をしているわけなのですが、現状でいきますとその数が減ってしまいますと運営費が減るということで困るわけなので、その辺については国のほうに対して確認時点を5月1日ではなくて、もう少し後半のほうにしてくれというふうな要望して対応しているところでございます。

また、具体的な運営費の状況でございますけれども、やはり沿岸のほうでは資金調達もなかなか厳しいということがございますので、通常7月の後半に支出しております県費の補助の時期も1カ月半ほど前倒しにして、もう既に運営費として支払いして、運営の支援をしているというふうな状況でございます。

○斉藤信委員 県立大学については、新聞報道で被災卒の入試をこの秋から行くと、県立大学らしい、かなり前向きな対応だと。入学料、2012年度前期の授業料は免除ということで、

この枠とか内容というのは概要は出ているのでしょうか。

それと、私立の学費の無償化の問題で、以前の国の通知を見ると授業料以外の学費にも拡大運用できるというような内容になっていましたが、その後これはどういうふうに移しているか示していただきたい。

○清水総務室管理課長 県立大学におきます被災高校生を対象とした震災特別選抜の実施についてでございますけれども、7月8日金曜日の岩手日報を初めといたしまして、7月8日にマスコミ各社等に公表したほか、その前日であります7月7日に県内の高校等に通知したところでございます。内容につきましては、県立大学全学部及び盛岡短期大学部、宮古短期大学部におきまして、各学部若干名の募集をするという内容でございます。出願資格といたしましては、本人または保護者が震災により被災をした者で、一定水準の基準を満たすものということでございます。また、選抜方法につきましても、小論文、面接を重視した内容となっております。震災におきます勉強がなかなか十分思うようにできないとか、あるいは入学料、授業料についても当該試験におきましては全額免除を原則としておりますので、心配なく進学していただけるような配慮をしたものでございます。

また、県立大学におきまして学業奨励金という推薦選抜により入学した学生を対象とした奨学金制度がございますが、当該震災特別選抜におきまして、他の学生の模範となる学生については、月額3万円でございますが、学業奨励金の貸与対象とするというような奨学金の制度の適用も予定しているところでございます。

○鈴木私学・情報公開課長 臨時議会の際に御質問がありまして、国に確認中だというふうなお話をさせていただきましたけれども、国に確認したところ、やはり県が既存制度として持っていなければ対象にはならないというふうなところを確認してございます。そのため、県といたしましては、先日6月30日に文部科学大臣がおいでになりましたので、その際にその辺を説明させていただいて直接要望しておりますけれども、引き続き粘り強く国に対象にするように要望してまいりたいというふう考えております。

(斉藤信委員「はい。よろしいです」と呼ぶ)

○高橋博之委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 ほかになければ、これで総務部の審査を終わります。総務部の皆様は退

席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回8月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、東日本大震災津波による被害への対応状況等についてといたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 御異議ないようですので、さよう決定しました。なお、詳細につきましては当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました本件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。